

カリキュラム 《運動栄養学科》

(平成31年度入学生用)「19番代」

新しい「教養教育」の実施について

運動栄養学科授業科目及び単位数
(平成31年度入学生用)「19番代」

仙台大学教育課程及び履修方法に関する規程
(平成31年度入学生用)「19番代」

<運動栄養学科>

- (1) 試験細則
- (2) 受験心得

仙台大学教職課程の履修等に関する規程
(平成31年度入学生用)「19番代」

<運動栄養学科>

仙台大学教育実習の履修許可基準に関する内規
(平成31年度入学生用)「19番代」

<運動栄養学科>

仙台大学栄養士養成に関する規程
(平成31年度入学生用)「19番代」

仙台大学給食運営実習Ⅱの履修許可基準に関する
内規
(平成31年度入学生用)「19番代」

新しい「教養教育」の実施について

学 長

平成23年度入学生から、新しい「教養教育」を導入しました。

新しい「教養教育」は、一言で言えば、仙台大学が体育／スポーツ・健康諸科学を専攻領域としていることから、これに見合う体育系大学らしい「教養教育」を実施しようということであります。

1. 概要は、次の通りです。

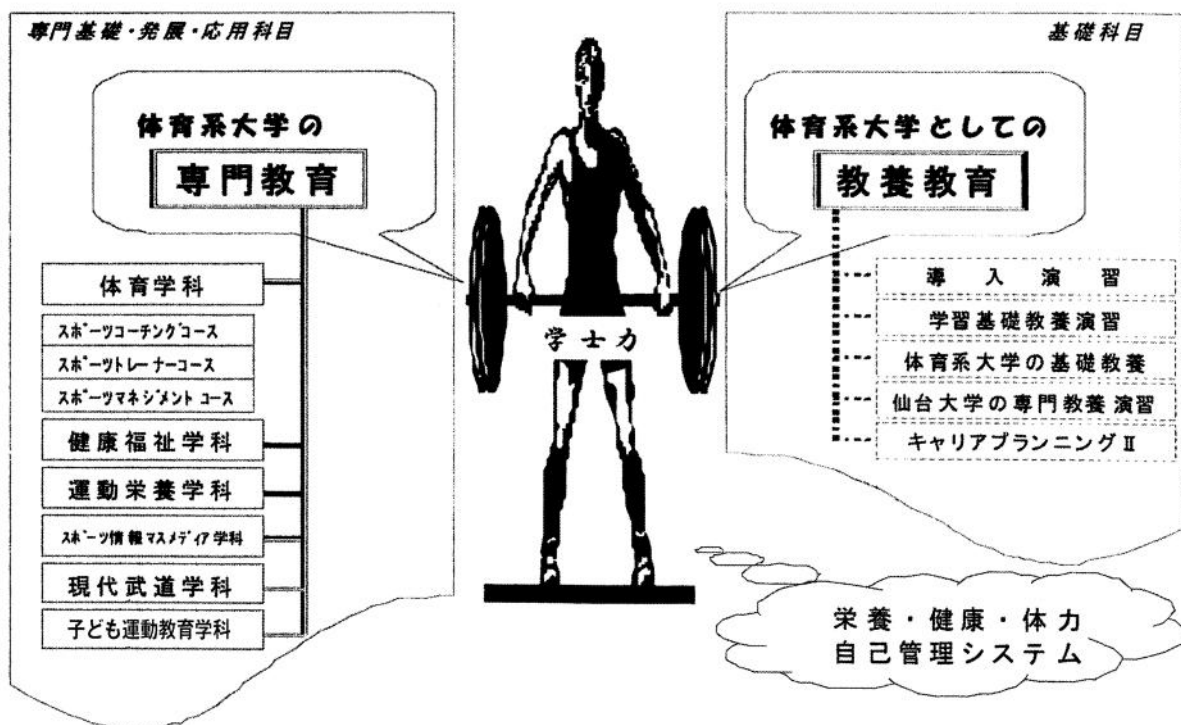
① 学生諸君は、仙台大学体育学部のなかで、「体育」、「健康福祉」、「運動栄養」、「スポーツ情報マスメディア」、「現代武道」および「子ども運動教育」の6つの学科のいずれかに所属し、それぞれの学科が実施する「**専門教育**」について、4年間、学習します。(体育学科は、さらに「スポーツコーチング」、「スポーツトレーナー」、「スポーツマネジメント」の3つのコースに分かれ、学年進行とともに、いずれかのコースに所属します。)

② そして、これら**体育系大学の「専門教育」**の学習を支える基盤となるものが、**体育系大学としての「教養教育」**であります。

「教養教育」に関する科目は、各学科のカリキュラムのうち「基礎科目」という範疇に属し、その一部を構成しております。これは、全学科共通であります。具体的には、「教養基礎科目」のなかの「**導入演習**」と「**学習基礎教養演習**」、「教養展開科目」のなかの「**体育系大学の基礎教養**」と「**仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ**」、そして、「人生設計科目」のなかの「**キャリアプランニングⅡ**」の5科目が**体育系大学としての「教養教育」**に関する科目に該当しております。(「仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ」は、2～4年次に配当される科目で、3つの学年が活動単位ごとに一緒に受講することから、便宜上、2年生対応科目を「Ⅰ」、3年生対応科目を「Ⅱ」、4年生対応科目を「Ⅲ」と呼称しますが、授業としては同一の1つの科目です。)

③ さらに、**体育系大学としての「教養教育」**での学習を実践的に補完するものが、「**栄養・健康・体力自己管理システム**」です。これは、学生食堂での喫食から得られる栄養情報、健康診断やインボディ測定等から得られる健康情報、文部科学省体力テストの実施等から得られる体力情報、これらを学生諸君の一人ひとりが学生証カード(学籍番号)を介したITを活用し、体育系大学学生として学生生活を自己管理するために、自らの身体状況を収集・分析するシステムです。

以上の説明から理解されるように、目指しているのは、まさに、体育系大学ならではの「教養」の獲得です。これを図式化すれば、次のとおりとなります。



2. この試みの背景は、次の通りです。

① 「**学士力**」という言葉があります。これは、「学士」としての「力」を持つということです。

仙台大学で言えば、大学卒業時には、体育系大学たる仙台大学の学士課程で学習した体育／スポーツ・健康諸科学についての知識・技術を活用して社会に貢献できるような職業人としての能力を保有するようになりなさい、保有して初めて「学士」という称号を以て国際的にも社会が受け入れてくれます、ということをお願いしております。

② 中央教育審議会では、学士力の主な内容として、「**知識・理解**」、「**汎用的技能**」、「**態度・志向性**」および「**統合的な学習経験と創造的思考力**」を挙げております。これを仙台大学での学習に当てはめれば、

「**知識・理解**」とは、体育／スポーツ・健康諸科学の基本的知識を体系的に理解し、その知識体系の意味と自己の存在を人文・社会・自然と関連付けて理解することです。スポーツ等における多文化・異文化に関する知識の理解も含まれます。

「**汎用的技能**」とは、コミュニケーション・スキル（日本語と特定の外国語を用い、スポーツ等に関し、読み、書き、聞き、話す技能）、数量的スキル（スポーツに関する自然や社会的事象について、指標等を活用して分析し、理解し、表現する技能）、情報リテラシー（情報通信技術を用いて、スポーツ等に関する多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って情報を効果的に活用する技能）、論理的思考力（スポーツ等の情報や知識を複眼的、論理的に分析し表現する技能）、問題解決力（スポーツ等の問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、確実に解決する技能）などの能力のことです。

「**態度・志向性**」とは、自己管理能力、チームワーク・リーダーシップ、倫理観、市民としての社会的責任、生涯学習力などの能力のことです。

「**統合的な学習経験と創造的思考力**」とは、体育／スポーツ・健康諸科学から獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力のことです。

体育系大学としての仙台大学ならではの「**学士力**」の獲得・定着に如何に取り組むか、これが、今回の新しい「**教養教育**」実施の背景であります。

3. 仙台大学としての取り組みの視点・概要は、次の通りです。

① 仙台大学で学ぶ学生諸君は、いずれもスポーツを愛好し、社会に出てからも、保健体育教員その他、何らかのカタチでスポーツに関わることを望んでおります。そして、そのために、体育／スポーツ・健康諸科学を専攻分野としております。

② それであれば、大学側も、その要望に沿った教育体系を採用する責務があります。そのために新たに設定した科目群が「**学習基礎教養演習**」（1年次）であり、「**体育系大学の基礎教養**」（1年次）および「**仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ**」（2～4年次）であります。体育／スポーツ・健康諸科学という体育系大学の「**専門教育**」の学習を支えるものとすべく、これらを新しい「**教養教育**」として体系付けました。

③ 「**学習基礎教養演習**」は、「**専門教育**」の学習にあたって、その履修・修得を支える「**レポート作成の技法**」その他5つの基本的技法について学びます。「**体育系大学の基礎教養**」は、自分の所属する学科の「**専門教育**」が体育／スポーツ・健康諸科学の学問体系のなかで、どのような位置付けになっているか等について学びます。これらは、仙台大学における4年間の学習継続に際して、基本的な素地となります。

④ 「**仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ**」は、競技スポーツ部活動その他、学生諸君の集団活動毎に2～4年次まで合同で授業を展開し、例えばサッカーその他競技種目ごとに当該競技の実践に必要な教養（人文・社会・自然各科学の様々な分野毎の教養—例えば「サッカー競技と哲学」etc.—）について学びます。これこそ、まさに体育系大学としての「**教養教育**」と言えるものであります。

仙台大学の学生諸君が、学生時代に最も関心を寄せるスポーツ活動について、これに関わる「**専門教育**」の学習とともに、スポーツの実践を通じて体育系大学としての「**教養教育**」を体験する、このことが、体育系大学たる仙台大学としての「**学士力**」付与において、最も有効な手立てとなるべきものと考えております。

学生諸君の積極的な参加を期待しております。

以 上

運動栄養学科授業科目及び単位数（平成31年度入学生用）「19番代」

1 基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考								
				1年		2年		3年		4年										
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年									
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○															
	情報処理	演習	2		○															
	学習基礎教養演習	演習	2		○															
	総合英語A(含外国語コミュニケーション)	演習	1		○															
	総合英語B(含外国語コミュニケーション)	演習	1				○													
	総合英語C(含外国語コミュニケーション)	演習	1				○													
	総合英語D(含外国語コミュニケーション)	演習	1						○											
教養 展開 科目	哲学入門	講義	2	○		○		○												3分野から1科目 以上計6単位以上 選択必修
	現代の思想	講義	2	○		○		○												
	心理学概論	講義	2	○		○		○												
	人の心と行動	講義	2	○		○		○												
	ことばと人間A	講義	2			○														
	ことばと人間B	講義	2			○														
	日本の文化I	講義	2	○																
	日本の文化II	講義	2	○																
	単位互換科目(人文科学系)	講義	2	○		○		○												人文分野
	社会学概論	講義	2	○		○		○												
	社会構造と人間関係	講義	2	○		○		○												
	消費経済とスポーツ	講義	2	○		○		○												
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2	○		○		○												
	法学	講義	2	○		○		○												
	歴史学入門	講義	2	○		○		○												
	歴史と人間	講義	2	○		○		○												
	単位互換科目(社会科学系)	講義	2	○		○		○												
	自然分野	生物科学	講義	2	○		○		○											
		エコロジー概論	講義	2	○		○		○											
		教養数学	講義	2	○		○		○											
単位互換科目(自然科学系)		講義	2	○		○		○												
体育系大学の基礎教養		講義	2		○															
「認定」科目	仙台大学の専門教養演習I	演習	2					○												
	仙台大学の専門教養演習II	演習	2							○										
	仙台大学の専門教養演習III	演習	2										○							
	スポーツに何故英語が必要か	演習	2	○																
海外 文化 科目	英会話A	演習	2			○														
	英会話B	演習	2			○														
	英会話C	演習	2						○											
	スポーツ&イングリッシュ	演習	2						○											
	就職のための英語	演習	2						○											
	ドイツ語I	演習	2						○											
	ドイツ語II	演習	2						○											
	スペイン語I	演習	2						○											
	スペイン語II	演習	2			○														

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
海外文化科目	中国語Ⅰ	演習	2			○								
	中国語Ⅱ	演習	2			○								
	韓国語Ⅰ	演習	2			○								
	韓国語Ⅱ	演習	2			○								
	日本語Ⅰ	演習	2	○										
	日本語Ⅱ	演習	2	○										
	日本語Ⅲ	演習	2	○										
	日本語Ⅳ	演習	2	○										
科人生設計	キャリアプランニングⅠ	講義	2		○								「認定」科目	
	キャリアプランニングⅡ	講義	2			○								
	キャリアプランニングⅢ	講義	2					○						

- 注 1) 基礎科目は、教養基礎科目10単位、教養展開科目12単位以上及び、人生設計科目6単位の計28単位以上を修得しなければならない。
- 2) 基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。
- 3) 単位互換科目とは、放送大学および学都仙台コンソーシアムが提供する科目をいう。
(具体的科目については教育企画室備え付け資料で確認のこと。)

2 専門基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
講義	運動栄養学概論	講義	2		○									
	生化学	講義	2		○									
	解剖・生理学Ⅰ	講義	2		○									
	解剖・生理学Ⅱ	講義	2			○								
	栄養学	講義	2		○									
	食品学(含食品加工学)	講義	2			○								
	栄養指導論	講義	2			○								
	スポーツ栄養学	講義	2			○								
	スポーツ社会学	講義	2		○									
	スポーツ心理学	講義	2		○									
	運動生理学	講義	2			○								
	スポーツバイオメカニクス	講義	2			○								
	スポーツ指導の基礎(含実習)	講義	2			○								
	身体運動と発育・発達	講義	2			○								
実技	トレーニングの基礎	実技	1		○									
	体操(含体づくり運動)	実技	1		○									

- 注 1) 専門基礎科目は、講義及び実技科目の単位をすべて修得しなければならない。

3 発展科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
運動栄養学演習	演習	2						○					
スポーツ栄養学演習	演習	2						○					
運動指導演習	演習	2						○					
栄養学実習	実習		1					○					
食品衛生学	講義		2			○							
公衆栄養学概論	講義		2			○							
給食計画論	講義		2					○					
食品学実験	実験		1					○					
食品学演習	演習		2								○		
食品学実習	実習		1					○					
臨床栄養学概論	講義		2			○							
臨床栄養学実習	実習		1					○					
栄養指導論演習	演習		2								○		
栄養指導論実習Ⅰ	実習		1					○					
栄養指導論実習Ⅱ	実習		1					○					
生化学実験	実験		1					○					
解剖・生理学実験	実験		1			○							
調理学	講義		2	○									
調理学実験	実験		1			○							
調理学実習Ⅰ	実習		2	○									
調理学実習Ⅱ	実習		1			○							
給食運営実習Ⅰ	実習		1					○					
給食運営実習Ⅱ(校外実習)	実習		1								○		
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
社会福祉概論Ⅰ	講義		2	○									
スポーツ史	講義		2					○					
体育原理	講義		2	○									
スポーツ経営学	講義		2	○									
スポーツ計量学	講義		2	○									
運動学(含運動方法学)	講義		2					○					
運動障害救急法(含実習)	講義		2			○							
トレーニング方法論	講義		2			○							
コンディショニング論	講義		2					○					
体力相談と運動処方	講義		2					○					
スポーツ医学概論	講義		2	○									
スポーツ医学A	講義		2					○					
スポーツ医学B	講義		2					○					
卒業論文	論文	6										○	

- 注 1) 発展科目は、必修科目を含め38単位以上修得しなければならない。
 2) 発展科目は、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

4 応用科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
社会福祉概論Ⅱ	講義		2	○									
精神保健学	講義		2					○					
健康相談	講義		2					○					
メンタルトレーニング	講義		2					○					
教育の基礎理論A	講義		2			○							
教育の心理	講義		2			○							
教育の制度A	講義		2			○							
教育課程論	講義		2					○					
保健体育科教育論Ⅰ	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅱ	講義		2					○					
保健体育科教育論Ⅲ	講義		2					○					
保健体育科教育論Ⅳ	講義		2					○					
教育方法論A	講義		2					○					
教育相談	講義		2			○							
学校保健学	講義		2					○					
学校栄養教育論	講義		2					○					
生涯学習概論A	講義		2	○									
生涯学習概論B	講義		2			○							
社会教育計画A	講義		2					○					
社会教育計画B	講義		2							○			
社会教育演習A	演習		2					○					
社会教育演習B	演習		2							○			
教育社会学	講義		2			○							
レクリエーション支援論	講義		2							○			
水上安全法(含実習)	講義		2					○					
地域スポーツ戦略論	講義		2			○							
スポーツ政策論	講義		2			○							
運動学習の心理学	講義		2			○							
スポーツ施設の経営・管理	講義		2					○					
障害者とスポーツ	講義		2			○							
児童福祉論	講義		2			○							
障害者福祉論	講義		2			○							
地域福祉論	講義		2					○					
陸上競技	実技		1	○									
器械運動	実技		1			○							
水泳	実技		1	○									
バレーボール	実技		1	○									
バスケットボール	実技		1			○							
ハンドボール	実技		1			○							
サッカー	実技		1			○							
ラグビー	実技		1			○							
柔道	実技		1	○									
剣道	実技		1	○									
ダンスⅠ	実技		1	○									
海浜実習	実技		1	○									
スキーⅠ	実技		1	○									
スキーⅡ	実技		1					○					
マリンスポーツⅠ	実技		1			○							
マリンスポーツⅡ	実技		1					○					
スケート	実技		1	○									
キャンプ	実技		1	○									

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期
テーピング	実技		1	○									
ニュー・ゲームズ	実技		1					○					
テニス	実技		1	○									
バドミントン	実技		1	○									
ソフトボール	実技		1					○					
野球	実技		1					○					
卓球	実技		1	○									
新体操	実技		1			○							
レクリエーション実技Ⅰ	実技		1	○									
レクリエーション実技Ⅱ	実技		1			○							
エアロビックダンス	実技		1					○					
ゴルフ	実技		1								○		
日本国憲法	講義		2			○							
文章表現論Ⅰ	講義		2					○					
文章表現論Ⅱ	講義		2					○					
ボランティア活動実践A	実習		1	○									
ボランティア活動実践B	実習		1			○							
ボランティア活動実践C	実習		1					○					
ボランティア活動実践D	実習		1								○		
北米のプロスポーツ事情	講義		2	○									
海外短期研修A	実習		1	○		○		○		○			
海外短期研修B	実習		1	○		○		○		○			
海外短期研修C	実習		1	○		○		○		○			
海外短期研修D	実習		1	○		○		○		○			

「認定」科目

「認定」科目

- 注 1) 応用科目は、修得したすべてを卒業単位に含めることができる。
 2) 生涯学習概論B、社会教育計画A、B及び社会教育演習A、Bを履修することができるのは、生涯学習概論Aの単位を修得した者に限る。

5 教職に関する科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期
教職論A	講義		2	○									
道徳教育論	講義		2					○					
生徒指導論A(含進路指導及びキャリア教育の理論及び方法)	講義		2					○					
生徒指導論B	講義		2					○					
特別活動論	講義		2			○							
特別支援教育論(児童生徒)	講義		2					○					
「総合的な学習の時間」論	講義		2					○					
教職総合演習	演習		2					○					
教職総合実技	実技		1					○					
教職実践演習(中・高)	演習		2								○		
教職実践演習(栄養教諭)	演習		2								○		
教職キャリア演習Ⅰ	演習		2					○					
教職キャリア演習Ⅱ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅰ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅱ	演習		2					○					
教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
教育実習Ⅱ	実習		2					○					
教育実習Ⅲ	実習		2								○		
教育実習Ⅳ	実習		4									○	
栄養教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
栄養教育実習Ⅱ	実習		1								○		

- 注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

6 自由科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
		必修	選択	1年		2年		3年		4年			
				半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
スポーツ障害の予防と評価	講義		2					○					
アスレティックリハビリテーション演習	演習		2					○					
アスレティックトレーニング論Ⅰ	講義		2			○							
アスレティックトレーニング論Ⅱ	講義		2					○					
アスレティックトレーニング演習	演習		2									○	
コンディショニング実習	実習		1					○					
アスレティックリハビリテーション論	講義		2			○							
NATAアスレティックトレーナーの実際Ⅰ	講義		2			○							
NATAアスレティックトレーナーの実際Ⅱ	講義		2					○					
アスレティックリハビリテーション実習	実習		1					○					
スポーツトレーナー概論	講義		2			○							
スポーツトレーナー演習	演習		2			○							
スポーツトレーナー実習	実習		1			○							
レジャー・レクリエーション論	講義		2			○							
スポーツマネジメント実習	実習		1			○							
野外教育・活動論	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント論(含演習)	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント実習	実習		1					○					
スポーツクラブ・マネジメント論(含演習)	講義		2					○					
音楽・器楽演奏	演習		2									○	
スポーツターフ管理概論Ⅰ	講義		2			○							
スポーツターフ管理概論Ⅱ	講義		2					○					

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

仙台大学教育課程及び履修方法に関する規程<運動栄養学科>(平成31年度入学生用)[19番代]

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条の規程に基づき教育課程及び履修方法については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

(栄養士免許の取得)

第2条 本学科は栄養士法に基づく栄養士養成施設であり、本学科に所属する学生は栄養士免許の取得に努めなければならない。

(教育課程の編成方法)

第3条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第4条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及び単位数等は、別表のとおりとする。

(授業の方法)

第6条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(基礎科目)

第7条 基礎科目については、教養基礎科目の7科目10単位(必修)、教養展開科目から6科目12単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位(必修)、計28単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)に含めることができる。単位互換の詳細については、学長決定事項として、学長が別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「総合英語A(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語B(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語C(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語D(含む外国語コミュニケーション)」に替えて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」の4科目8単位(必修)を修得しなければならない。また、教養展開科目について、「日本の文化Ⅰ」、「日本の文化Ⅱ」の2科目4単位(必修)を含む8科目16単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第8条 専門基礎科目については、16科目30単位を修得しなければならない。

(発展科目)

第9条 発展科目については、38単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第10条 応用科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

(自由科目)

第11条 自由科目は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第12条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め履修の登録をしなければならない。

履修手続については、学長決定事項として、学長が別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(CAP制)

第12条の2 学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。

2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るCAP制の運用に関する事項は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が別に定める。

(履修の取消)

第13条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものと

する。

(定期試験)

第14条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第15条 受験資格、受験方法等については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(試験における不正行為)

第16条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第17条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることのできなかつた者は、追試験を受けることができる。その詳細については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(特別試験)

第18条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(成績評価)

第19条 成績評価は、学年末又は授業が終わった学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上
- ・「不可」 60点未満

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、GPA（グレードポイントアベレージ）による成績評価を行う。GPAの運用に関する事項は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が別に定める。

(再履修)

第20条 修得した授業科目は再履修することができない。

(単位の取消)

第21条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

(履修単位の保留)

第22条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

(履修成績の通知)

第23条 履修成績は、成績通知書により通知する。

(修学改善勧告及び退学処分)

第24条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者（卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でないと判断される者を除く）に対し、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者については学則第38条にもとづき退学処分とする。

(規程の改廃)

第25条 この規程は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条及び第6条は、平成27年度入学生より適用する。なお、この規程にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの入学生、並びに上記年度入学生が属する学年に編入する編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の第5条は、平成28年度入学生から適用する。なお、この規定にかかわらず、第24条は平成28年4月1日に在学する者に適用する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(1) 試 験 細 則

(趣旨)

第1条 この細則は、「教育課程及び履修方法に関する規程」(以下「規程」という。)第14、15、16、17、18条の規定に基づき、試験に関して学長指示事項として必要より教授会の意見を求め、学長が定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び特別試験とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、「規程」第14条に定めるとおりとする。

(追試験)

第4条 追試験は、「規程」第17条に定めるとおりとする。

2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画室に届け出て、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。

4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第18条に定めるとおりとする。

2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の学生に限り、受けることができる。

3 特別試験を受ける者は、教育企画室に届け出てその指示を受け、所定の手数料を添えて特別試験願を提出しなければならない。

4 特別試験は、学長決定事項として、学長が別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

一 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。

二 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。

三 各履修科目の総授業時数の3分の2以上出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験会場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試験を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

(細則の改廃)

第8条 この細則は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 受 験 心 得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。
- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机の上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。(机の中には入れないこと。)
- 4 机の上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。
- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「教育課程及び履修方法に関する規程」第16条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が決定することがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

G P A ポイントの算出について

G P A ポイントを以下のように定める。誤解の無いよう、正しく理解することが求められる。

合 格：秀・S (90～) = 4、優・A (80～) = 3、良・B (70～) = 2、可・C (60～) = 1

不合格：不可・D (~59) = 0、放棄・F = 0

<算出式>

$$G P A = \frac{4.0 \times S \text{の修得単位数} + 3.0 \times A \text{の修得単位数} + 2.0 \times B \text{の修得単位数} + 1.0 \times C \text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (DやFの単位数も含む)}}$$

* 小数点第4位を切り捨て、小数点第3位までの数値で表示する。

<留意点>

- ① 認定・N：「認定」の科目は、G P A 算出の対象としない。
- ② 履修登録変更期間以降に履修放棄をした科目は、原則として算出の分母に加える⇔G P A ポイントが必然的に低くなる⇔**変更期間以降は安易に放棄することなく、最後まで受講し確実に単位を修得すること。**
- ③ 秀「S」とは、教員が設定した学習目標に対し、ほぼ完全に目標を達成した学生に与えられる。

C A P 制の特別措置

前年度のG P A ポイントが

- ① 2.0ポイント以上の場合、履修登録に8単位の追加を認める。
- ② 2.5ポイント以上の場合、履修登録に12単位の追加を認める。
- ③ 3.0ポイント以上の場合、履修登録に16単位の追加を認める。

仙台大学教職課程の履修等に関する規程〈運動栄養学科〉(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則第33条の規程に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

第2条 本学運動栄養学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、下記のコースに応じて次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

(保体コース) 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)

高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)

(栄教コース) 栄養教諭二種普通免許状

(中高一種免許状の教育課程及び履修方法)

第3条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)及び高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第1の定めるところによる。

(栄教二種免許状の教育課程及び履修方法)

2 栄養教諭二種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及び履修方法は、別表第2の定めるところによる。

(教育実習及び栄養教育実習)

第4条 教育実習及び栄養教育実習(事前事後指導を除く)は原則として、4年次で、かつ学長決定事項として、履修を認めた者を対象として学長がこれを行う。

なお、特別の事情がある者で、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。

2 教育実習等における教育実習校は、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習等に必要書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。

(介護等体験)

第5条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習等を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

(免許状の交付)

第6条 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

第7条 教育実習及び栄養教育実習に関する手続き等については、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会が定める。

(他規程の準用)

第8条 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程」を準用する。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、栄養教諭免許状を取得する資格を得る場合を除き、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

別表第1（第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係）

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注		
	授業科目名	履修年次及び単位数						
		学年	必修	選択				
① 教科及び教科の指導法に関する科目	(1) 体育実技	トレーニングの基礎	1	1		必修		
		体操（含体づくり運動）	1	1		必修		
		陸上競技	1		1		必修	
		水泳	1		1		必修	
		器械運動	2		1		必修	
		サッカー	2		1		1科目以上選択必修	
		バスケットボール	2		1			
		ハンドボール	2		1			
		ラグビー	2		1			
		テニス	1		1		1科目以上選択必修	
		バレーボール	1		1			
		バドミントン	1		1			
		卓球	1		1			
		ソフトボール	3		1		1科目以上選択必修	
		野球	3		1			
		柔道	1		1		1科目以上選択必修	
		剣道	1		1			
	ダンスⅠ	1	1					
	海浜実習	1		1		1科目以上選択必修		
	スキーⅠ	1		1				
	キャンプ	1		1				
	スケート	1		1				
	レクリエーション実技Ⅰ	1		1		選択		
	新体操	2		1		選択		
	(2) 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	体育原理	1		2		必修	
		スポーツ経営学	1		2		必修	
		スポーツ社会学	1	2			必修	
スポーツ心理学		1	2			必修		
運動学（含運動方法学）		3		2		必修		
スポーツバイオメカニクス		2	2			必修		
スポーツ史		3		2		必修		
体力相談と運動処方	3		2		選択			
(3) 生理学（運動生理学を含む。）	解剖・生理学Ⅰ	1	2			必修		
	スポーツ医学概論	1		2		必修		
	運動生理学	2	2			必修		
(4) 衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2		2		必修		
(5) 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健学	3		2		必修		
	運動障害救急法（含実習）	2		2		必修		
	精神保健学	3		2		必修		
(2) 各教科の指導法	保健体育科教育論Ⅰ	2		2		必修		
	保健体育科教育論Ⅱ	3		2		必修		
	保健体育科教育論Ⅲ	3		2		必修		
	保健体育科教育論Ⅳ	3		2		必修		

職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
②教育の基礎的理解に関する科目	(1)教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 2単位	教育の基礎理論 A	2		2	必修	
	(2)教職の意義及び教員の役割(チーム学校運営への対応を含む。) 2単位	教職論 A	1		2	必修	○
	(3)教育に関する社会的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 2単位	教育の制度 A	2		2	必修	
	(4)幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 2単位	教育の心理	2		2	必修	
	(5)特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解 2単位	特別支援教育論(児童生徒)	3		2	必修	
	(6)教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 2単位	教育課程論	3		2	必修	
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(1)道徳の理論及び指導法 中学2単位	道徳教育論	3		2	中学のみ必修	○
	(2)総合的な学習の時間の指導法 2単位	「総合的な学習の時間」論	3		2	必修	
	(3)特別活動の指導法 2単位	特別活動論	2		2	必修	○
	(4)教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 2単位	教育方法論 A	3		2	必修	
	(5)生徒指導の理論及び方法 2単位	生徒指導論 A(含進路指導及びキャリア教育の理論及び方法)	3		2	必修	○
	(6)進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 2単位	教育相談	2		2	必修	
	(7)教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 2単位						
④教育実践に関する科目	(1)教育実習 中学5単位 高校3単位	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 教育実習Ⅲ 教育実習Ⅳ	3・4 3 4 4		1 2 2 4	必修 事前事後指導 中学は4単位選択必修 高校は2単位選択必修	○ ○ ○ ○
	(2)教職実践演習 2単位	教職実践演習(中・高)	4		2	必修	○
⑤大学が独自に設定する科目	中学4単位 高校12単位	道徳教育論 教職総合演習	3 3		2 2	高校のみ選択 選択 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて中学4単位、高校12単位以上修得	○ ○

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合計
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	
中学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	28単位	10単位	10単位	7単位	4単位	59単位
高等学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	24単位	10単位	8単位	5単位	12単位	59単位

【特記】 中学校・高等学校教諭一種普通(保健体育)免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 体育2単位(前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。)
3. 外国語コミュニケーション 2単位(本学開講科目:「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 情報機器の操作2単位(本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

別表 第2 (第3条の2「栄養教諭」関係)

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授業科目名	履修年次及び単位数				
		学年	必修			選択
育①栄養に係る教育に関する科目 (1) 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項	学校栄養教育論	3		2	必修	
②教育の基礎的理解に関する科目 (1) 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 (2) 教職の意義及び教員の役割(チーム学校運営への対応を含む。) (3) 教育に関する社会的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) (4) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (5) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解 (6) 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育の基礎理論 A	2		2	必修	
	教職論 A	1		2	必修	○
	教育の制度 A	2		2	必修	
	教育の心理	2		2	必修	
	特別支援教育論 (児童生徒)	3		2	必修	
	教育課程論	3		2	必修	
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (1) 道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容 (2) 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) (3) 生徒指導の理論及び方法 (4) 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	道徳教育論	3		2	必修	○
	「総合的な学習の時間」論	3		2	必修	
	特別活動論	2		2	必修	○
	教育方法論 A	3		2	必修	
④教育実践に関する科目 (1) 栄養教育実習 (2) 教職実践演習	生徒指導論 B	3		2	必修	○
	教育相談	2		2	必修	
栄養教育実習 I	3・4		1	必修	事前事後指導	○
栄養教育実習 II	4		2	必修		○
教職実践演習 (栄養教諭)	4		2	必修		○

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合計
		栄養に係る教育に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	
栄養教諭二種普通免許状	学士の学位を有すること且つ栄養士免許を有すること	2単位	5単位	3単位	4単位		14単位

【特記】 栄養教諭二種普通免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位 (本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 体育2単位は、専門基礎科目の「トレーニングの基礎」〈1年/1単位〉、「体操 (含体づくり運動)」〈1年/1単位〉を充てる。
3. 外国語コミュニケーション 2単位 (本学開講科目:「総合英語A (含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B (含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C (含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D (含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 情報機器の操作2単位 (本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

仙台大学教育実習の履修許可基準に関する内規〈運動栄養学科〉(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 教育実習、栄養教育実習（以下「教育実習等」という。）の履修許可の基準は、本内規の定めるところによる。

(教育実習等Ⅰの履修許可条件)

第2条 教育実習等Ⅰの履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅰ（保健体育）は、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から12単位以上を修得した者について履修を認める。
- (2) 栄養教育実習Ⅰは、原則として、前年度までに別表3に掲げる教職に関する科目から10単位以上を修得した者について履修を認める。

2 転入学及び編入学の学生については、前項にかかわらず、教育実習等Ⅰの履修を認めることがある。

(教育実習Ⅲ等の履修許可基準)

第3条 教育実習Ⅲ等の履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅲ及び教育実習Ⅳは、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から24単位以上（うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを2単位以上含む）及び別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上を修得した者について履修を認める。
- (2) 栄養教育実習Ⅱは、原則として、前年度において栄養教育実習Ⅰを履修し、かつ別表3に掲げる教職に関する科目から16単位以上及び別表4に掲げる栄養に係る教育に関する科目から2単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず教育実習Ⅲ等を履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(科目等履修生に関する履修許可基準)

第4条 科目等履修生に関する教育実習等の履修許可基準は、教育職員免許状取得に必要な単位のうち、教育実習等を除き、未修得の単位数が20単位以下であることとする。

(内規の改廃)

第5条 この内規は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

1 この内規は、平成15年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成19年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成23年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成30年度入学生から適用する。

附 則

1 この内規は、平成31年度入学生から適用する。

別表1 教職に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論A	2年次	2
教育の制度A	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
保健体育科教育論I	2年次	2
生徒指導論A	3年次	2
道德教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論A	3年次	2
保健体育科教育論II	3年次	2
保健体育科教育論III	3年次	2
保健体育科教育論IV	3年次	2
特別支援教育論（児童生徒）	3年次	2
「総合的な学習の時間」論	3年次	2

別表2 教科に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
専門基礎科目のうち下記(備考)の実技科目	1～2年次	8
体育原理	1年次	2
スポーツ心理学	1年次	2
スポーツ経営学	1年次	2
スポーツ社会学	1年次	2
スポーツ医学概論	1年次	2
運動生理学	2年次	2
解剖・生理学I	1年次	2
スポーツバイオメカニクス	2年次	2
衛生・公衆衛生学	2年次	2
運動障害救急法（含実習）	2年次	2
運動学（含運動方法学）	2年次	2
スポーツ史	3年次	2
学校保健学	3年次	2
精神保健学	3年次	2

備考) 実技科目の種類

トレーニングの基礎、体操、陸上競技、器械運動、水泳、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、レクリエーション実技I、テニス、バドミントン、卓球、ソフトボール、野球、柔道、剣道、ダンスI、海浜実習、スキーI、スケート、キャンプ

別表3 教職に関する科目（栄養教諭）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論A	2年次	2
教育の制度A	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
生徒指導論B	3年次	2
道德教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論A	3年次	2
特別支援教育論（児童生徒）	3年次	2
「総合的な学習の時間」論	3年次	2

別表4 栄養に係る教育に関する科目（栄養教諭）

科目名	開講学年	単位数
学校栄養教育論	3年次	2

仙台大学栄養士養成に関する規程(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条に基づき、栄養士免許を取得するための授業科目及びその履修方法をこの規程に定める。

(名称)

第2条 栄養士法(昭和22年法律第245号)に基づき指定を受ける学校は、仙台大学体育学部運動栄養学科(以下「養成学校」という。)と称する。

(定員)

第3条 養成学校の定員は、1学年あたり80名とし、2学級とする。

(栄養士免許の取得)

第4条 運動栄養学科に所属する学生は、本規程の定めるところにより、栄養士免許取得のための授業科目の履修に努めなければならない。

(履修の方法)

第5条 栄養士免許を取得するために必要な授業科目及びその履修方法は、別表のとおりとする。

2 給食運営実習Ⅱについては、別に定める「仙台大学給食運営実習Ⅱの履修許可基準に関する内規」に基づきこれを行う。

(免許取得)

第6条 第5条に定める科目の単位を修得し、卒業が認定された者は、栄養士の免許を取得することができる。

(他規程の準用)

第7条 第5条に定める授業科目の履修手続、試験及び成績等については、「教育課程及び履修方法に関する規程」を準用する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

(その他)

第9条 前各条の他、養成学校の運営に必要な事項については、学則及び関係規程の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に在学する者に係る栄養士免許取得に関する規程については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別 表 栄養士免許のための授業科目

教育内容		栄養士免許取得のための必修科目	開講学年	単位数	教育目標
栄	社会生活と健康	社会福祉概論Ⅰ 衛生・公衆衛生学	1年次 2年次	2 2	社会や環境と健康との関係を理解するとともに、保健・医療・福祉・介護システムの概要について修得する。
	人体の構造と機能	生化学 生化学実験 解剖・生理学Ⅰ 解剖・生理学Ⅱ 解剖・生理学実験 運動生理学	1年次 3年次 1年次 2年次 2年次 2年次	2 1 2 2 1 2	
士	食品と衛生	食品学(食品加工学を含む) 食品学演習 食品学実験 食品学実習 食品衛生学	2年次 4年次 3年次 3年次 2年次	2 2 1 1 2	食品の各種成分に特有な栄養学的性質を理解するとともに、食品の安全性とその重要性を認識し、衛生管理の方法を修得する。

教育内容		栄養士免許取得のための必修科目	開講学年	単位数	教育目標
栄	栄養と健康	栄養学	1年次	2	栄養とは何か、その意義や各種栄養素の代謝と生理的役割を理解する。さらに、性、年齢、生活・健康状態、スポーツ・運動状況など、それぞれにおける栄養学的特徴および各種疾患における基本的食事療法について修得する。
		栄養学実習	3年次	1	
		臨床栄養学概論	2年次	2	
		臨床栄養学実習	3年次	1	
		スポーツ栄養学	2年次	2	
		スポーツ栄養学演習	3年次	2	
養	栄養の指導	公衆栄養学概論	2年次	2	個人、集団および地域レベルでの栄養指導の基本的役割や栄養に関する各種統計について理解するとともに、基本的な栄養指導の方法を修得する。
		栄養指導論	2年次	2	
		栄養指導論演習	4年次	2	
		栄養指導論実習Ⅰ	3年次	1	
		栄養指導論実習Ⅱ	3年次	1	
士	給食の運営	調理学	1年次	2	給食業務を行うために必要な給食計画の立案や調理を含めた給食サービスに関する技術を修得する。校外実習を含む。
		調理学実験	2年次	1	
		調理学実習Ⅰ	1年次	2	
		調理学実習Ⅱ	2年次	1	
		給食計画論	3年次	2	
		給食運営実習Ⅰ	3年次	1	
		給食運営実習Ⅱ（校外実習）	4年次	1	

仙台大学給食運営実習Ⅱの履修許可基準に関する内規(平成31年度入学生用)「19番代」

(趣旨)

第1条 給食運営実習Ⅱの履修許可の基準は、本内規の定めるところによる。

(給食運営実習Ⅱの履修許可基準)

第2条 給食運営実習Ⅱは、調理学実習Ⅰ、臨床栄養学実習、栄養学実習、給食計画論、給食運営実習Ⅰを履修し、単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、給食運営実習Ⅱを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

3 編入学生については、第1項にかかわらず、給食運営実習Ⅱの履修を認めることがある。

(内規の改廃)

第3条 この内規は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

1 この内規は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から適用する。

カリキュラム 《運動栄養学科》

(平成30年度入学生用)「18番代」

運動栄養学科授業科目及び単位数
(平成30年度入学生用)「18番代」

教育課程及び履修方法に関する規程
(平成30年度入学生用)「18番代」

＜運動栄養学科＞

(1) 試験細則

(2) 受験心得

教職課程の履修等に関する規程
(平成30年度入学生用)「18番代」

＜運動栄養学科＞

教育実習の履修許可基準に関する内規
(平成30年度入学生用)「18番代」

＜運動栄養学科＞

栄養士免許取得に関する規程
(平成30年度入学生用)「18番代」

給食運営実習の履修許可基準に関する
内規

(平成30年度入学生用)「18番代」

運動栄養学科授業科目及び単位数（平成30年度入学生用）「18番代」

1 基礎科目

	授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考				
					1 年		2 年		3 年		4 年						
					必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年		
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○												
	情報処理	演習	2		○												
	学習基礎教養演習	演習	2		○												
	総合英語A (含外国語コミュニケーション)	演習	1		○												
	総合英語B (含外国語コミュニケーション)	演習	1				○										
	総合英語C (含外国語コミュニケーション)	演習	1				○										
	総合英語D (含外国語コミュニケーション)	演習	1						○								
教 養 展 開 科 目	哲学入門	講義	2	○		○		○							3分野から1科目以上計6単位以上 選択必修	人文分野	
	現代の思想	講義	2	○		○		○									
	心理学概論	講義	2	○		○		○									
	人の心と行動	講義	2	○		○		○									
	ことばと人間A	講義	2			○											
	ことばと人間B	講義	2			○											
	日本の文化I	講義	2	○													
	日本の文化II	講義	2	○													
	単位互換科目 (人文科学系)	講義	2	○		○		○							社会分野		
	社会学概論	講義	2	○		○		○									
	社会構造と人間関係	講義	2	○		○		○									
	消費経済とスポーツ	講義	2	○		○		○									
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2	○		○		○									
	法学	講義	2	○		○		○									
	歴史学入門	講義	2	○		○		○									
	歴史と人間	講義	2	○		○		○									
	単位互換科目 (社会科学系)	講義	2	○		○		○							自然分野		
	生物科学	講義	2	○		○		○									
	エコロジー概論	講義	2	○		○		○									
	教養数学	講義	2	○		○		○									
単位互換科目 (自然科学系)	講義	2	○		○		○							「認定」科目			
体育系大学の基礎教養	講義	2		○													
仙台大学の専門教養演習I	演習	2					○										
仙台大学の専門教養演習II	演習	2							○								
仙台大学の専門教養演習III	演習	2									○						
海外文化科目	スポーツに何故英語が必要か	演習	2	○													
	英会話A	演習	2				○										
	英会話B	演習	2				○										
	英会話C	演習	2						○								
	スポーツ&イングリッシュ	演習	2						○								
	就職のための英語	演習	2						○								
	ドイツ語I	演習	2						○								
	ドイツ語II	演習	2						○								
	スペイン語I	演習	2						○								
スペイン語II	演習	2						○									

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
海外文化科目	中国語Ⅰ	演習	2			○								
	中国語Ⅱ	演習	2			○								
	韓国語Ⅰ	演習	2			○								
	韓国語Ⅱ	演習	2			○								
	日本語Ⅰ	演習	2	○										
	日本語Ⅱ	演習	2	○										
	日本語Ⅲ	演習	2	○										
	日本語Ⅳ	演習	2	○										
科人生設計	キャリアプランニングⅠ	講義	2		○								「認定」科目	
	キャリアプランニングⅡ	講義	2			○								
	キャリアプランニングⅢ	講義	2					○						

- 注 1) 基礎科目は、教養基礎科目10単位、教養展開科目12単位以上及び、人生設計科目6単位の計28単位以上を修得しなければならない。
- 2) 基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。
- 3) 単位互換科目とは、放送大学および学都仙台コンソーシアムが提供する科目をいう。
(具体的科目については教育企画室備え付け資料で確認のこと。)

2 専門基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
講義	運動栄養学概論	講義	2		○									
	生化学	講義	2		○									
	解剖・生理学Ⅰ	講義	2		○									
	解剖・生理学Ⅱ	講義	2			○								
	栄養学	講義	2		○									
	食品学(含食品加工学)	講義	2			○								
	栄養指導論	講義	2			○								
	スポーツ栄養学	講義	2			○								
	スポーツ社会学	講義	2		○									
	スポーツ心理学	講義	2		○									
	運動生理学	講義	2				○							
	スポーツバイオメカニクス	講義	2				○							
	スポーツ指導の基礎(含実習)	講義	2				○							
	身体運動と発育・発達	講義	2				○							
実技	トレーニングの基礎	実技	1		○									
	体操(含体づくり運動)	実技	1		○									

- 注 1) 専門基礎科目は、講義及び実技科目の単位をすべて修得しなければならない。

3 発展科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
運動栄養学演習	演習	2						○					
スポーツ栄養学演習	演習	2						○					
運動指導演習	演習	2						○					
栄養学実習	実習		1					○					
食品衛生学	講義		2			○							
公衆栄養学概論	講義		2			○							
給食計画論	講義		2					○					
食品学実験	実験		1					○					
食品学演習	演習		2								○		
食品学実習	実習		1					○					
臨床栄養学概論	講義		2			○							
臨床栄養学実習	実習		1					○					
栄養指導論演習	演習		2								○		
栄養指導論実習Ⅰ	実習		1					○					
栄養指導論実習Ⅱ	実習		1					○					
生化学実験	実験		1					○					
解剖・生理学実験	実験		1			○							
調理学	講義		2	○									
調理学実験	実験		1			○							
調理学実習Ⅰ	実習		2	○									
調理学実習Ⅱ	実習		1			○							
給食運営実習Ⅰ	実習		1					○					
給食運営実習Ⅱ(校外実習)	実習		1								○		
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
社会福祉概論Ⅰ	講義		2	○									
スポーツ史	講義		2					○					
体育原理	講義		2	○									
スポーツ経営学	講義		2	○									
スポーツ計量学	講義		2	○									
運動学(含運動方法学)	講義		2					○					
運動障害救急法(含実習)	講義		2			○							
トレーニング方法論	講義		2			○							
コンディショニング論	講義		2					○					
体力相談と運動処方	講義		2					○					
スポーツ医学概論	講義		2	○									
スポーツ医学A	講義		2					○					
スポーツ医学B	講義		2					○					
卒業論文	論文	6										○	

- 注 1) 発展科目は、必修科目を含め38単位以上修得しなければならない。
 2) 発展科目は、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

4 応用科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
社会福祉概論Ⅱ	講義		2	○									
精神保健学	講義		2					○					
健康相談	講義		2					○					
メンタルトレーニング	講義		2					○					
教育の基礎理論	講義		2			○							
教育の心理	講義		2			○							
教育の制度	講義		2			○							
教育課程論	講義		2					○					
保健体育科教育論Ⅰ	講義		2			○							
保健体育科教育論Ⅱ	講義		2					○					
保健体育科教育論Ⅲ	講義		2					○					
保健体育科教育論Ⅳ	講義		2					○					
教育方法論	講義		2					○					
教育相談	講義		2			○							
学校保健学	講義		2					○					
学校栄養教育論	講義		2					○					
生涯学習概論A	講義		2	○									
生涯学習概論B	講義		2			○							
社会教育計画A	講義		2					○					
社会教育計画B	講義		2							○			
社会教育演習A	演習		2					○					
社会教育演習B	演習		2							○			
教育社会学	講義		2			○							
レクリエーション支援論	講義		2							○			
水上安全法	講義		2					○					
地域スポーツ戦略論	講義		2			○							
スポーツ政策論	講義		2			○							
運動学習の心理学	講義		2			○							
スポーツ施設の経営・管理	講義		2					○					
障害者とスポーツ	講義		2			○							
児童福祉論	講義		2			○							
障害者福祉論	講義		2			○							
地域福祉論	講義		2					○					
陸上競技	実技		1	○									
器械運動	実技		1			○							
水泳	実技		1	○									
バレーボール	実技		1	○									
バスケットボール	実技		1	○									
ハンドボール	実技		1	○									
サッカー	実技		1			○							
ラグビー	実技		1			○							
柔道	実技		1	○									
剣道	実技		1	○									
ダンスⅠ	実技		1	○									
海浜実習	実技		1	○									
スキーⅠ	実技		1	○									
スキーⅡ	実技		1					○					
マリンスポーツⅠ	実技		1			○							
マリンスポーツⅡ	実技		1					○					

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考	
				1年		2年		3年		4年			
				半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
スケート	実技		1	○									
キャンプ	実技		1	○									
テーピング	実技		1	○									
ニュー・ゲームズ	実技		1					○					
テニス	実技		1			○							
バドミントン	実技		1								○		
ソフトボール	実技		1								○		
野球	実技		1								○		
卓球	実技		1								○		
新体操	実技		1			○							
レクリエーション実技Ⅰ	実技		1	○									
レクリエーション実技Ⅱ	実技		1			○							
エアロビックダンス	実技		1					○					
ゴルフ	実技		1								○		
日本国憲法	講義		2			○							
文章表現論Ⅰ	講義		2					○					
文章表現論Ⅱ	講義		2					○					
ボランティア活動実践A	実習		1	○									
ボランティア活動実践B	実習		1			○							
ボランティア活動実践C	実習		1					○					
ボランティア活動実践D	実習		1								○		
北米のプロスポーツ事情	講義		2	○									
海外短期研修A	実習		1	○		○		○			○		
海外短期研修B	実習		1	○		○		○			○		
海外短期研修C	実習		1	○		○		○			○		
海外短期研修D	実習		1	○		○		○			○		

「認定」科目

「認定」科目

注 1) 応用科目は、修得したすべてを卒業単位に含めることができる。
 2) 生涯学習概論B、社会教育計画A、B及び社会教育演習A、Bを履修することができるのは、生涯学習概論Aの単位を修得した者に限る。

5 教職に関する科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考	
				1年		2年		3年		4年			
				半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
教職論A	講義		2	○									
道徳教育論	講義		2					○					
生徒指導論A(含進路指導の理論及び方法)	講義		2					○					
生徒指導論B	講義		2					○					
特別活動論	講義		2			○							
教職総合演習	演習		2					○					
教職総合実技	実技		1					○					
教職実践演習(教諭)	演習		2								○		
教職実践演習(栄養教諭)	演習		2								○		
教職キャリア演習Ⅰ	演習		2					○					
教職キャリア演習Ⅱ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅰ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅱ	演習		2					○					
教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
教育実習Ⅱ	実習		2					○					
教育実習Ⅲ	実習		2								○		
教育実習Ⅳ	実習		4									○	
栄養教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
栄養教育実習Ⅱ	実習		1								○		

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

6 自由科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
		必修	選択	1年		2年		3年		4年			
				半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
スポーツ障害の予防と評価	講義		2					○					
アスレティックリハビリテーション演習	演習		2					○					
アスレティックトレーニング論Ⅰ	講義		2			○							
アスレティックトレーニング論Ⅱ	講義		2					○					
アスレティックトレーニング演習	演習		2									○	
コンディショニング実習	実習		1					○					
アスレティックリハビリテーション論	講義		2			○							
NATAアスレティックトレーナーの実際Ⅰ	講義		2			○							
NATAアスレティックトレーナーの実際Ⅱ	講義		2					○					
アスレティックリハビリテーション実習	実習		1					○					
スポーツトレーナー概論	講義		2			○							
スポーツトレーナー演習	演習		2			○							
スポーツトレーナー実習	実習		1			○							
レジャー・レクリエーション論	講義		2			○							
スポーツマネジメント実習	実習		1			○							
野外教育・活動論	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント論(含演習)	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント実習	実習		1					○					
スポーツクラブ・マネジメント論(含演習)	講義		2					○					
音楽・器楽演奏	演習		2									○	
スポーツターフ管理概論Ⅰ	講義		2			○							
スポーツターフ管理概論Ⅱ	講義		2					○					

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

教育課程及び履修方法に関する規程<運動栄養学科>(平成30年度入学生用)「18番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条の規程に基づき教育課程及び履修方法については、この規程の定めるところによる。

(栄養士資格の取得)

第2条 本学科は栄養士法に基づく栄養士養成施設であり、本学科に所属する学生は栄養士資格の取得に努めなければならない。

(教育課程の編成方法)

第3条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第4条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及び単位数等は、別表の通りとする。

(授業の方法)

第6条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(基礎科目)

第7条 基礎科目については、教養基礎科目の7科目10単位(必修)、教養展開科目から6科目12単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位(必修)、計28単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)に含めることができる。単位互換の詳細については、別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「総合英語A(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語B(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語C(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語D(含む外国語コミュニケーション)」に替えて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」の4科目8単位(必修)を修得しなければならない。また、教養展開科目について、「日本の文化Ⅰ」、「日本の文化Ⅱ」の2科目4単位(必修)を含む8科目16単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第8条 専門基礎科目については、16科目30単位を修得しなければならない。

(発展科目)

第9条 発展科目については、38単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第10条 応用科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

(自由科目)

第11条 自由科目は、別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第12条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め履修の登録をしなければならない。登録手続については、別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(CAP制)

第12条の2 学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。

2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るC A P制の運用に関する事項は、別に定める。

(履修の取消)

第13条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものとする。

(定期試験)

第14条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第15条 受験資格、受験方法等については、別に定める。

(試験における不正行為)

第16条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第17条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることのできなかつた者は、追試験を受けることができる。その詳細については、別に定める。

(特別試験)

第18条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、別に定める。

(成績評価)

第19条 成績評価は、学年末又は授業が終わった学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上
- ・「不可」 60点未満

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、G P A (グレードポイントアベレージ)による成績評価を行う。G P Aの運用に関する事項は別に定める。

(再履修)

第20条 修得した授業科目は再履修することができない。

(単位の取消)

第21条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

(履修単位の保留)

第22条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

(履修成績の通知)

第23条 履修成績は、成績通知書により通知する。

(修学改善勧告及び退学処分)

第24条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者(卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でないと判断される者を除く)に対し、修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者について学則第38条にもとづき退学処分とする。

(附 則)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条及び第6条は、平成27年度入学生より適用する。なお、この規程にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの入学生、並びに上記年度入学生が属する学年に編入する編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

(附 則)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の第5条は、平成28年度入学生から適用する。なお、この規定にかかわらず、第24条は平成28年4月1日に在学する者に適用する。

(附 則)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(1) 試 験 細 則

(趣旨)

第1条 この細則は、「教育課程及び履修方法に関する規程」(以下「規程」という。)第14、15、16、17、18条の規定に基づき、試験に関して必要な事項を定めるものである。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び特別試験とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、「規程」第14条に定めるとおりとする。

(追試験)

第4条 追試験は、「規程」第17条に定めるとおりとする。

2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画室に届け出て、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。

4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第18条に定めるとおりとする。

2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の学生に限り、受けることができる。

3 特別試験を受ける者は、教育企画室に届け出てその指示を受け、所定の手数料を添えて特別試験願を提出しなければならない。

4 特別試験は、別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

(1) 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。

(2) 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。

(3) 各履修科目の総授業時数の3分の2以上出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験会場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試験を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

(附 則)

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

(2) 受 験 心 得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。
- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机の上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。(机の中には入れないこと。)
- 4 机上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。
- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「教育課程及び履修方法に関する規程」第15条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が教授会で決定されることがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

G P Aポイントの算出について

G P Aポイントを以下のように定める。誤解の無いよう、正しく理解することが求められる。

合 格：秀・S (90～) = 4、優・A (80～) = 3、良・B (70～) = 2、可・C (60～) = 1

不合格：不可・D (～59) = 0、放棄・F = 0

<算出式>

$$G P A = \frac{4.0 \times S \text{の修得単位数} + 3.0 \times A \text{の修得単位数} + 2.0 \times B \text{の修得単位数} + 1.0 \times C \text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (DやFの単位数も含む)}}$$

* 小数点第4位を切り捨て、小数点第3位までの数値で表示する。

<留意点>

- ① 認定・N：「認定」の科目は、G P A算出の対象としない。
- ② 履修登録変更期間以降に履修放棄をした科目は、原則として算出の分母に加える⇔G P Aポイントが必然的に低くなる⇔**変更期間以降は安易に放棄することなく、最後まで受講し確実に単位を修得すること。**
- ③ 秀「S」とは、教員が設定した学習目標に対し、ほぼ完全に目標を達成した学生に与えられる。

C A P制の特別措置

前年度のG P Aポイントが

- ① 2.0ポイント以上の場合、履修登録に8単位の追加を認める。
- ② 2.5ポイント以上の場合、履修登録に12単位の追加を認める。
- ③ 3.0ポイント以上の場合、履修登録に16単位の追加を認める。

教職課程の履修等に関する規程〈運動栄養学科〉(平成30年度入学生用)「18番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則第33条の規程に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、この規程の定めるところによる。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

第2条 本学運動栄養学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、下記のコースに応じて次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

(保体コース) 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)

高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)

(栄教コース) 栄養教諭二種普通免許状

(中高一種免許状の教育課程及び履修方法)

第3条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)及び高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第1の定めるところによる。

(栄教二種免許状の教育課程及び履修方法)

2 栄養教諭二種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及び履修方法は、別表第2の定めるところによる。

(教育実習)

第4条 教育実習及び栄養教育実習(事前事後指導を除く)は原則として、4年次で、かつ本学教職支援センター企画運営委員会において履修を認めた者を対象として行う。

なお、特別の事情がある者で、本学教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。

2 教育実習等における教育実習校は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習等に必要書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。

4 その他教育実習等についての詳細は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

(介護等体験)

第5条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習等を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

(免許状の交付)

第6条 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

第7条 その他必要事項については、本学教職支援センター企画運営委員会がこれを定める。

(他規程の準用)

第8条 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程」〈運動栄養学科〉を準用する。

(附 則)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、栄養教諭免許状を取得する資格を得る場合を除き、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係)

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目					備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
	授 業 科 目 名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
① 教科に関する科目	(1) 体育実技	トレーニングの基礎	1	1		必修	
		体操 (含体づくり運動)	1	1		必修	
		陸上競技	1		1	} 2科目以上選択必修	
		水泳	1		1		
		器械運動	2		1		
		バレーボール	1		1		} 2科目以上選択必修
		バスケットボール	1		1		
		ハンドボール	1		1		
		レクリエーション実技Ⅰ	1		1		
		サッカー	2		1		
		ラグビー	2		1		
		テニス	3		1		
		バドミントン	4		1		
		卓球	4		1		
		ソフトボール	4		1		
		野球	4		1		
		柔道	1		1	} 1科目以上選択必修	
		剣道	1		1		
		ダンスⅠ	1		1		
			海浜実習	1		1	} 1科目以上選択必修
		スキーⅠ	1		1		
		キャンプ	1		1		
		スケート	1		1		
		新体操	2		1	選択	
(2) 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)		体育原理	1		2	必修	
		スポーツ経営学	1		2	必修	
		スポーツ社会学	1	2		必修	
		スポーツ心理学	1	2		必修	
		スポーツ計量学	1		2	選択	
		スポーツバイオメカニクス	2	2		必修	
		スポーツ史	3		2	必修	
		運動学 (含運動方法学)	3		2	必修	
		体力相談と運動処方	3		2	選択	
	(3) 生理学(運動生理学を含む。)		解剖・生理学Ⅰ	1	2		必修
		スポーツ医学概論	1		2	必修	
		運動生理学	2	2		必修	
(4) 衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2		2	必修		
(5) 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		学校保健学	3		2	必修	
		運動障害救急法 (含実習)	2		2	必修	
		精神保健学	3		2	必修	

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
② 教職に関する科目	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論A	1		2	必修	○
	(2)教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論	2		2	必修	
		教育の心理	2		2	必修	
		教育の制度	2		2	必修	
	(3)教育課程及び指導法に関する科目 中学12単位 高校6単位	特別活動論	2		2	必修	○
		保健体育科教育論Ⅰ	2		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅱ	3		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅲ	3		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅳ	3		2	選択	
		道徳教育論	3		2	中学のみ必修	○
教育課程論		3		2	必修		
教育方法論	3		2	必修			
(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談	2		2	必修		
	生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	3		2	必修	○	
(5)教育実習 中学5単位 高校3単位	教育実習Ⅰ	3・4		1	必修	○	
	教育実習Ⅱ	3		2	} 中学は4単位選択必修 高校は2単位以上選択必修	○	
	教育実習Ⅲ	4		2		○	
	教育実習Ⅳ	4		4		○	
(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(教諭)	4		2		必修	○
③教科又は教職に関する科目	道徳教育論	3		2	高校のみ選択	○	
	教職総合演習	3		2	選択	○	
	中学8単位 高校16単位				「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、中学8単位、高校16単位以上修得		

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
中学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	31単位	8単位	59単位
高等学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】中学校・高等学校教諭一種普通(保健体育)免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 体育2単位(前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。)
3. 外国語コミュニケーション 2単位(本学開講科目:「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 情報機器の操作2単位(本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

別表 第2 (第3条の2「栄養教諭」関係)

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授 業 科 目 名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
① 栄養に係る教育に関する科目	(1) 栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論	3		2	必修	
② 栄養に係る教職に関する科目	(1) 教職の意義等に関する科目	教職論A	1		2	必修	○
	(2) 教育の基礎理論に関する科目	教育の基礎理論	2		2	必修	
		教育の心理	2		2	必修	
		教育の制度	2		2	必修	
	(3) 教育課程に関する科目	特別活動論	2		2	必修	○
		道徳教育論	3		2	必修	○
		教育課程論	3		2	必修	
教育方法論		3		2	必修		
(4) 生徒指導及び教育相談に関する科目	教育相談	2		2	必修		
	生徒指導論B	3		2	必修	○	
(5) 栄養教育実習	栄養教育実習Ⅰ (事前・事後指導)	3・4		1	必修	○	
	栄養教育実習Ⅱ (1週間)	4		1	必修	○	
(6) 教職実践演習	教職実践演習 (栄養教諭)	4		2	必修	○	

※注—○印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	合計
栄養教諭二種普通免許状	学士の学位を有すること かつ栄養士免許を有すること	2単位	24単位	26単位

【特記】 栄養教諭二種普通免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位 (本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 体育2単位は、専門基礎科目の「トレーニングの基礎」〈1年/1単位〉、「体操 (含体づくり運動)」〈1年/1単位〉を充てる。
3. 外国語コミュニケーション 2単位 (本学開講科目:「総合英語A (含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B (含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C (含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D (含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 情報機器の操作2単位 (本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

教育実習の履修許可基準に関する内規〈運動栄養学科〉(平成30年度入学生用)「18番代」

(趣旨)

第1条 教育実習、栄養教育実習（以下「教育実習等」という。）の履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(教育実習等Ⅰの履修許可条件)

第2条 教育実習等Ⅰの履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅰ（保健体育）は、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から10単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (2) 栄養教育実習Ⅰは、原則として、前年度までに別表3に掲げる教職に関する科目から8単位以上を修得した者について履修を認める。
- 2 転入学及び編入学の学生については、前項にかかわらず、教育実習等Ⅰの履修を認めることがある。

(教育実習Ⅲ等の履修許可基準)

第3条 教育実習Ⅲ等の履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅲ及び教育実習Ⅳは、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から20単位以上（うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを2単位以上含む）及び別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (2) 栄養教育実習Ⅱは、原則として、前年度において栄養教育実習Ⅰを履修し、かつ別表3に掲げる教職に関する科目から14単位以上及び別表4に掲げる栄養に係る教育に関する科目から2単位を修得した者について履修を認める。
- 2 前項にかかわらず教育実習Ⅲ等を履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(科目等履修生に関する履修許可基準)

第4条 科目等履修生に関する教育実習等の履修許可基準は、教育職員免許状取得に必要な単位のうち、教育実習等を除き、未修得の単位数が20単位以下であることとする。

(附 則)

- 1 この内規は、平成15年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この内規は、平成19年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この内規は、平成23年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この内規は、平成30年度入学生から適用する。

別表1 教職に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
保健体育科教育論I	2年次	2
生徒指導論A	3年次	2
道德教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2
保健体育科教育論II	3年次	2
保健体育科教育論III	3年次	2

別表2 教科に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
専門基礎科目のうち下記(備考)の実技科目	1～2年次	8
体育原理	1年次	2
スポーツ心理学	1年次	2
スポーツ経営学	1年次	2
スポーツ社会学	1年次	2
スポーツ医学概論	1年次	2
運動生理学	2年次	2
解剖・生理学I	1年次	2
スポーツバイオメカニクス	2年次	2
衛生・公衆衛生学	2年次	2
運動障害救急法（含実習）	2年次	2
運動学（含運動方法学）	2年次	2
スポーツ史	3年次	2
学校保健学	3年次	2
精神保健学	3年次	2

備考) 実技科目の種類

トレーニングの基礎、体操、陸上競技、器械運動、水泳、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、レクリエーション実技I、テニス、バドミントン、卓球、ソフトボール、野球、柔道、剣道、ダンスI、海浜実習、スキーI、スケート、キャンプ

別表3 教職に関する科目（栄養教諭）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
生徒指導論B	3年次	2
道德教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2

別表4 栄養に係る教育に関する科目（栄養教諭）

科目名	開講学年	単位数
学校栄養教育論	3年次	2

栄養士免許取得に関する規程(平成30年度入学生用)「18番代」

(趣旨)

第1条 学則第27条第2項の規程に基づき、運動栄養学科において栄養士免許を取得するための授業科目及び履修方法については、この規程の定めるところによる。

(栄養士免許の取得)

第2条 運動栄養学科に所属する学生は、本規程の定めるところにより、栄養士免許取得のための授業科目の履修に努めなければならない。

(履修の方法)

第3条 栄養士免許を取得するために必要な授業科目及びその履修方法は、別表の定めるところによる。

(給食運営実習)

第4条 給食運営実習Ⅱについては、教務委員会において履修を認めた者を対象として行う。

2 給食運営実習Ⅱにおける実習施設は、教務委員会が定める。

3 給食運営実習Ⅱに要する実習費は実習生の負担とし、所定の期日までに納入しなければならない。

(免許取得)

第5条 第3条に定める科目の単位を修得し、卒業が認定された者は、栄養士の免許を取得することができる。

(他規程の準用)

第6条 第3条に定める授業科目の履修手続、試験及び成績等については、「教育課程及び履修方法に関する規程」〈運動栄養学科〉を準用する。

(その他)

第7条 その他必要な事項については、教務委員会がこれを定める。

(附 則)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に在学する者に係る栄養士免許取得に関する規程については、なお従前の例による。

別 表 栄養士免許のための授業科目

教育内容		栄養士免許取得のための必修科目	開講学年	単位数	教育目標
栄	社会生活と健康	社会福祉概論Ⅰ 衛生・公衆衛生学	1年次 2年次	2 2	社会や環境と健康との関係を理解するとともに、保健・医療・福祉・介護システムの概要について修得する。
	人体の構造と機能	生化学 生化学実験 解剖・生理学Ⅰ 解剖・生理学Ⅱ 解剖・生理学実験 運動生理学	1年次 3年次 1年次 2年次 2年次 2年次	2 1 2 2 1 2	
士	食品と衛生	食品学(食品加工学を含む) 食品学演習 食品学実験 食品学実習 食品衛生学	2年次 4年次 3年次 3年次 2年次	2 2 1 1 2	食品の各種成分に特有な栄養学的性質を理解するとともに、食品の安全性とその重要性を認識し、衛生管理の方法を修得する。

教育内容		栄養士免許取得のための必修科目	開講学年	単位数	教育目標
栄	栄養と健康	栄養学	1年次	2	栄養とは何か、その意義や各種栄養素の代謝と生理的役割を理解する。さらに、性、年齢、生活・健康状態、スポーツ・運動状況など、それぞれにおける栄養学的特徴および各種疾患における基本的食事療法について修得する。
		栄養学実習	3年次	1	
		臨床栄養学概論	2年次	2	
		臨床栄養学実習	3年次	1	
		スポーツ栄養学	2年次	2	
		スポーツ栄養学演習	3年次	2	
養	栄養の指導	公衆栄養学概論	2年次	2	個人、集団および地域レベルでの栄養指導の基本的役割や栄養に関する各種統計について理解するとともに、基本的や栄養指導の方法を修得する。
		栄養指導論	2年次	2	
		栄養指導論演習	4年次	2	
		栄養指導論実習Ⅰ	3年次	1	
		栄養指導論実習Ⅱ	3年次	1	
士	給食の運営	調理学	1年次	2	給食業務を行うために必要な給食計画の立案や調理を含めた給食サービスに関する技術を修得する。校外実習を含む。
		調理学実験	2年次	1	
		調理学実習Ⅰ	1年次	2	
		調理学実習Ⅱ	2年次	1	
		給食計画論	3年次	2	
		給食運営実習Ⅰ	3年次	1	
		給食運営実習Ⅱ（校外実習）	4年次	1	

給食運営実習の履修許可基準に関する内規(平成30年度入学生用)「18番代」

(趣旨)

第1条 給食運営実習Ⅱの履修許可の基準は、本内規の定めるところによる。

(給食運営実習Ⅱの履修許可基準)

第2条 給食運営実習Ⅱは、調理学実習Ⅰ、臨床栄養学実習、栄養学実習、給食計画論、給食運営実習Ⅰを履修し、単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、給食運営実習Ⅱを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

3 編入学生については、第1項にかかわらず、給食運営実習Ⅱの履修を認めることがある。

(附 則)

1 この内規は、平成15年4月1日から適用する。

カリキュラム 《運動栄養学科》

(平成29年度入学生用)「17番代」

運動栄養学科授業科目及び単位数
(平成29年度入学生用)「17番代」

教育課程及び履修方法に関する規程
(平成29年度入学生用)「17番代」

<運動栄養学科>

(1) 試験細則

(2) 受験心得

教職課程の履修等に関する規程
(平成29年度入学生用)「17番代」

<運動栄養学科>

教育実習の履修許可基準に関する内規
(平成29年度入学生用)「17番代」

<運動栄養学科>

栄養士免許取得に関する規程
(平成29年度入学生用)「17番代」

給食運営実習の履修許可基準に関する
内規

(平成29年度入学生用)「17番代」

運動栄養学科授業科目及び単位数（平成29年度入学生用）「17番代」

1 基礎科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考				
				1 年		2 年		3 年		4 年						
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年					
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○											
	情報処理	演習	2		○											
	学習基礎教養演習	演習	2		○											
	総合英語A（含外国語コミュニケーション）	演習	1		○											
	総合英語B（含外国語コミュニケーション）	演習	1				○									
	総合英語C（含外国語コミュニケーション）	演習	1				○									
	総合英語D（含外国語コミュニケーション）	演習	1						○							
教 養 展 開 科 目	哲学入門	講義	2	○		○		○							3分野から1科目以上計6単位以上 選択必修	
	現代の思想	講義	2	○		○		○								
	心理学概論	講義	2	○		○		○								
	人の心と行動	講義	2	○		○		○								
	ことばと人間A	講義	2			○								人文分野		
	ことばと人間B	講義	2			○										
	日本の文化I	講義	2	○												
	日本の文化II	講義	2	○												
	単位互換科目（人文科学系）	講義	2	○		○		○								
	社会学概論	講義	2	○		○		○							社会分野	
	社会構造と人間関係	講義	2	○		○		○								
	消費経済とスポーツ	講義	2	○		○		○								
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2	○		○		○								
	法学	講義	2	○		○		○								
	歴史学入門	講義	2	○		○		○								
	歴史と人間	講義	2	○		○		○								
	単位互換科目（社会科学系）	講義	2	○		○		○								
	自然分野	生物科学	講義	2	○		○		○						自然分野	
		エコロジー概論	講義	2	○		○		○							
		教養数学	講義	2	○		○		○							
単位互換科目（自然科学系）		講義	2	○		○		○								
体育系大学の基礎教養		講義	2		○											
「認定」科目	仙台大学の専門教養演習Ⅰ	演習	2					○						「認定」科目		
	仙台大学の専門教養演習Ⅱ	演習	2							○						
	仙台大学の専門教養演習Ⅲ	演習	2									○				
	スポーツに何故英語が必要か	演習	2	○												
海外文化科目	英会話A	演習	2			○										
	英会話B	演習	2			○										
	英会話C	演習	2					○								
	スポーツ&イングリッシュ	演習	2					○								
	就職のための英語	演習	2					○								
	ドイツ語Ⅰ	演習	2					○								
	ドイツ語Ⅱ	演習	2					○								
	スペイン語Ⅰ	演習	2					○								
スペイン語Ⅱ	演習	2					○									

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
海外文化科目	中国語Ⅰ	演習	2			○								
	中国語Ⅱ	演習	2			○								
	韓国語Ⅰ	演習	2			○								
	韓国語Ⅱ	演習	2			○								
	日本語Ⅰ	演習	2	○										
	日本語Ⅱ	演習	2	○										
	日本語Ⅲ	演習	2	○										
	日本語Ⅳ	演習	2	○										
科人生設計	キャリアプランニングⅠ	講義	2		○								「認定」科目	
	キャリアプランニングⅡ	講義	2			○								
	キャリアプランニングⅢ	講義	2					○						

- 注 1) 基礎科目は、教養基礎科目10単位、教養展開科目12単位以上及び、人生設計科目6単位の計28単位以上を修得しなければならない。
- 2) 基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。
- 3) 単位互換科目とは、放送大学および学都仙台コンソーシアムが提供する科目をいう。
(具体的科目については教育企画室備え付け資料で確認のこと。)

2 専門基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
講義	運動栄養学概論	講義	2		○									
	生化学	講義	2		○									
	解剖・生理学Ⅰ	講義	2		○									
	解剖・生理学Ⅱ	講義	2			○								
	栄養学	講義	2		○									
	食品学(含食品加工学)	講義	2			○								
	栄養指導論	講義	2			○								
	スポーツ栄養学	講義	2			○								
	スポーツ社会学	講義	2		○									
	スポーツ心理学	講義	2		○									
	運動生理学	講義	2				○							
	スポーツバイオメカニクス	講義	2				○							
	スポーツ指導の基礎(含実習)	講義	2				○							
	身体運動と発育・発達	講義	2				○							
実技	トレーニングの基礎	実技	1		○									
	体操(含体づくり運動)	実技	1		○									

- 注 1) 専門基礎科目は、講義及び実技科目の単位をすべて修得しなければならない。

3 発展科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
運動栄養学演習	演習	2						○					
スポーツ栄養学演習	演習	2						○					
運動指導演習	演習	2						○					
栄養学実習	実習		1					○					
食品衛生学	講義		2			○							
公衆栄養学概論	講義		2			○							
給食計画論	講義		2					○					
食品学実験	実験		1					○					
食品学演習	演習		2								○		
食品学実習	実習		1					○					
臨床栄養学概論	講義		2			○							
臨床栄養学実習	実習		1					○					
栄養指導論演習	演習		2								○		
栄養指導論実習Ⅰ	実習		1					○					
栄養指導論実習Ⅱ	実習		1					○					
生化学実験	実験		1					○					
解剖・生理学実験	実験		1			○							
調理学	講義		2	○									
調理学実験	実験		1			○							
調理学実習Ⅰ	実習		2	○									
調理学実習Ⅱ	実習		1			○							
給食運営実習Ⅰ	実習		1					○					
給食運営実習Ⅱ(校外実習)	実習		1								○		
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
社会福祉概論Ⅰ	講義		2	○									
スポーツ史	講義		2					○					
体育原理	講義		2	○									
スポーツ経営学	講義		2	○									
スポーツ計量学	講義		2	○									
運動学(含運動方法学)	講義		2					○					
運動障害救急法(含実習)	講義		2			○							
トレーニング方法論	講義		2			○							
コンディショニング論	講義		2					○					
体力相談と運動処方	講義		2					○					
スポーツ医学概論	講義		2	○									
スポーツ医学A	講義		2					○					
スポーツ医学B	講義		2					○					
卒業論文	論文	6										○	

- 注 1) 発展科目は、必修科目を含め38単位以上修得しなければならない。
 2) 発展科目は、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

4 応用科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考		
				1年		2年		3年		4年				
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年			
社会福祉概論Ⅱ	講義		2	○										
精神保健学	講義		2					○						
健康相談	講義		2					○						
メンタルトレーニング	講義		2					○						
教育の基礎理論	講義		2			○								
教育の心理	講義		2			○								
教育の制度	講義		2			○								
教育課程論	講義		2					○						
保健体育科教育論Ⅰ	講義		2			○								
保健体育科教育論Ⅱ	講義		2					○						
保健体育科教育論Ⅲ	講義		2					○						
保健体育科教育論Ⅳ	講義		2					○						
教育方法論	講義		2					○						
教育相談	講義		2			○								
学校保健学	講義		2					○						
学校栄養教育論	講義		2					○						
生涯学習概論A	講義		2	○										
生涯学習概論B	講義		2			○								
社会教育計画A	講義		2					○						
社会教育計画B	講義		2							○				
社会教育演習A	演習		2					○						
社会教育演習B	演習		2							○				
教育社会学	講義		2			○								
レクリエーション支援論	講義		2							○				
水上安全法	講義		2					○						
地域スポーツ戦略論	講義		2			○								
スポーツ政策論	講義		2			○								
運動学習の心理学	講義		2			○								
スポーツ施設の経営・管理	講義		2					○						
障害者とスポーツ	講義		2			○								
児童福祉論	講義		2			○								
障害者福祉論	講義		2			○								
地域福祉論	講義		2					○						
陸上競技	実技		1	○										
器械運動	実技		1			○								
水泳	実技		1	○										
バレーボール	実技		1	○										
バスケットボール	実技		1	○										
ハンドボール	実技		1	○										
サッカー	実技		1			○								
ラグビー	実技		1			○								
柔道	実技		1	○										
剣道	実技		1	○										
ダンスⅠ	実技		1	○										
海浜実習	実技		1	○										
スキーⅠ	実技		1	○										
スキーⅡ	実技		1					○						
マリンスポーツⅠ	実技		1			○								
マリンスポーツⅡ	実技		1					○						

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年		
スケート	実技		1	○									
キャンプ	実技		1	○									
テーピング	実技		1	○									
ニュー・ゲームズ	実技		1					○					
テニス	実技		1			○							
バドミントン	実技		1								○		
ソフトボール	実技		1								○		
新体操	実技		1			○							
レクリエーション実技Ⅰ	実技		1	○									
レクリエーション実技Ⅱ	実技		1			○							
エアロビックダンス	実技		1					○					
ゴルフ	実技		1								○		
日本国憲法	講義		2			○							
文章表現論Ⅰ	講義		2					○					
文章表現論Ⅱ	講義		2					○					
ボランティア活動実践A	実習		1	○									
ボランティア活動実践B	実習		1			○							
ボランティア活動実践C	実習		1					○					
ボランティア活動実践D	実習		1								○		
北米のプロスポーツ事情	講義		2	○									
海外短期研修A	実習		1	○		○		○			○		
海外短期研修B	実習		1	○		○		○			○		
海外短期研修C	実習		1	○		○		○			○		
海外短期研修D	実習		1	○		○		○			○		

「認定」科目

「認定」科目

- 注 1) 応用科目は、修得したすべてを卒業単位に含めることができる。
 2) 生涯学習概論B、社会教育計画A、B及び社会教育演習A、Bを履修することができるのは、生涯学習概論Aの単位を修得した者に限る。

5 教職に関する科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年		
教職論A	講義		2	○									
道徳教育論	講義		2					○					
生徒指導論A(含進路指導の理論及び方法)	講義		2					○					
生徒指導論B	講義		2					○					
特別活動論	講義		2			○							
教職総合演習	演習		2					○					
教職総合実技	実技		1					○					
教職実践演習(教諭)	演習		2								○		
教職実践演習(栄養教諭)	演習		2								○		
教職キャリア演習Ⅰ	演習		2					○					
教職キャリア演習Ⅱ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅰ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅱ	演習		2					○					
教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
教育実習Ⅱ	実習		2					○					
教育実習Ⅲ	実習		2								○		
教育実習Ⅳ	実習		4									○	
栄養教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
栄養教育実習Ⅱ	実習		1								○		

- 注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

6 自由科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
スポーツ障害の予防と評価	講義		2					○					
アスレティックリハビリテーション演習	演習		2					○					
アスレティックトレーニング論Ⅰ	講義		2			○							
アスレティックトレーニング論Ⅱ	講義		2					○					
アスレティックトレーニング演習	演習		2									○	
コンディショニング実習	実習		1					○					
アスレティックリハビリテーション論	講義		2			○							
NATAアスレティックトレーナーの実際Ⅰ	講義		2			○							
NATAアスレティックトレーナーの実際Ⅱ	講義		2					○					
アスレティックリハビリテーション実習	実習		1					○					
スポーツトレーナー概論	講義		2			○							
スポーツトレーナー演習	演習		2			○							
スポーツトレーナー実習	実習		1			○							
レジャー・レクリエーション論	講義		2			○							
スポーツマネジメント実習	実習		1			○							
野外教育・活動論	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント論(含演習)	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント実習	実習		1					○					
スポーツクラブ・マネジメント論(含演習)	講義		2					○					
音楽・器楽演奏	演習		2									○	
スポーツターフ管理概論Ⅰ	講義		2			○							
スポーツターフ管理概論Ⅱ	講義		2					○					
卓球	実技		1									○	

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

教育課程及び履修方法に関する規程<運動栄養学科>(平成29年度入学生用)「17番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条の規程に基づき教育課程及び履修方法については、この規程の定めるところによる。

(栄養士資格の取得)

第2条 本学科は栄養士法に基づく栄養士養成施設であり、本学科に所属する学生は栄養士資格の取得に努めなければならない。

(教育課程の編成方法)

第3条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第4条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及び単位数等は、別表の通りとする。

(授業の方法)

第6条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(基礎科目)

第7条 基礎科目については、教養基礎科目の5科目10単位(必修)、教養展開科目から6科目12単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位(必修)、計28単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)に含めることができる。単位互換の詳細については、別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「総合英語A(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語B(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語C(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語D(含む外国語コミュニケーション)」に替えて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」の4科目8単位(必修)を修得しなければならない。また、教養展開科目について、「日本の文化Ⅰ」、「日本の文化Ⅱ」の2科目4単位(必修)を含む8科目16単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第8条 専門基礎科目については、16科目30単位を修得しなければならない。

(発展科目)

第9条 発展科目については、38単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第10条 応用科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

(自由科目)

第11条 自由科目は、別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第12条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め履修の登録をしなければならない。登録手続については、別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(CAP制)

第12条の2 学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。

2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るC A P制の運用に関する事項は、別に定める。

(履修の取消)

第13条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものとする。

(定期試験)

第14条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第15条 受験資格、受験方法等については、別に定める。

(試験における不正行為)

第16条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第17条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることのできなかつた者は、追試験を受けることができる。その詳細については、別に定める。

(特別試験)

第18条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、別に定める。

(成績評価)

第19条 成績評価は、学年末又は授業が終わった学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上
- ・「不可」 60点未満

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、G P A (グレードポイントアベレージ)による成績評価を行う。G P Aの運用に関する事項は別に定める。

(再履修)

第20条 修得した授業科目は再履修することができない。

(単位の取消)

第21条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

(履修単位の保留)

第22条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

(履修成績の通知)

第23条 履修成績は、成績通知書により通知する。

(修学改善勧告及び退学処分)

第24条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者(卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でないと判断される者を除く)に対し、修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者について学則第38条にもとづき退学処分とする。

(附 則)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条及び第6条は、平成27年度入学生より適用する。なお、この規程にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの入学生、並びに上記年度入学生が属する学年に編入する編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

(附 則)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の第5条は、平成28年度入学生から適用する。なお、この規定にかかわらず、第24条は平成28年4月1日に在学する者に適用する。

(1) 試 験 細 則

(趣旨)

第1条 この細則は、「教育課程及び履修方法に関する規程」(以下「規程」という。)第14、15、16、17、18条の規定に基づき、試験に関して必要な事項を定めるものである。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び特別試験とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、「規程」第14条に定めるとおりとする。

(追試験)

第4条 追試験は、「規程」第17条に定めるとおりとする。

2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画室に届け出て、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。

4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第18条に定めるとおりとする。

2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の学生に限り、受けることができる。

3 特別試験を受ける者は、教育企画室に届け出てその指示を受け、所定の手数料を添えて特別試験願を提出しなければならない。

4 特別試験は、別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

(1) 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。

(2) 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。

(3) 各履修科目の総授業時数の3分の2以上出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験会場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試

験を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

(附 則)

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

(2) 受 験 心 得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。
- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机の上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。(机の中には入れないこと。)
- 4 机上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。
- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「教育課程及び履修方法に関する規程」第15条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が教授会で決定されることがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

GPAポイントの算出について

GPAポイントを以下のように定める。誤解の無いよう、正しく理解することが求められる。

合格：秀・S (90～) = 4、優・A (80～) = 3、良・B (70～) = 2、可・C (60～) = 1

不合格：不可・D (~59) = 0、放棄・F = 0

<算出式>

$$GPA = \frac{4.0 \times S \text{の修得単位数} + 3.0 \times A \text{の修得単位数} + 2.0 \times B \text{の修得単位数} + 1.0 \times C \text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (DやFの単位数も含む)}}$$

*小数点第4位を切り捨て、小数点第3位までの数値で表示する。

<留意点>

- ① 認定・N：「認定」の科目は、GPA算出の対象としない。
- ② 履修登録変更期間以降に履修放棄をした科目は、原則として算出の分母に加える⇔GPAポイントが必然的に低くなる⇔**変更期間以降は安易に放棄することなく、最後まで受講し確実に単位を修得すること。**
- ③ 秀「S」とは、教員が設定した学習目標に対し、ほぼ完全に目標を達成した学生に与えられる。

CAP制の特別措置

前年度のGPAポイントが

- ① 2.0ポイント以上の場合、履修登録に8単位の追加を認める。
- ② 2.5ポイント以上の場合、履修登録に12単位の追加を認める。
- ③ 3.0ポイント以上の場合、履修登録に16単位の追加を認める。

教職課程の履修等に関する規程〈運動栄養学科〉(平成29年度入学生用)「17番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則第33条の規程に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、この規程の定めるところによる。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

第2条 本学運動栄養学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、下記のコースに応じて次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

(保体コース) 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)

高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)

(栄教コース) 栄養教諭二種普通免許状

(中高一種免許状の教育課程及び履修方法)

第3条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)及び高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第1の定めるところによる。

(栄教二種免許状の教育課程及び履修方法)

2 栄養教諭二種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及び履修方法は、別表第2の定めるところによる。

(教育実習)

第4条 教育実習及び栄養教育実習(事前事後指導を除く)は原則として、4年次で、かつ本学教職支援センター企画運営委員会において履修を認めた者を対象として行う。

なお、特別の事情がある者で、本学教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。

2 教育実習等における教育実習校は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習等に必要書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。

4 その他教育実習等についての詳細は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

(介護等体験)

第5条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習等を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

(免許状の交付)

第6条 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

第7条 その他必要事項については、本学教職支援センター企画運営委員会がこれを定める。

(他規程の準用)

第8条 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程」〈運動栄養学科〉を準用する。

(附 則)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、栄養教諭免許状を取得する資格を得る場合を除き、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成19年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。
 (附 則)
 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
 (附 則)
 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
 2 平成22年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。
 (附 則)
 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
 2 平成23年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。
 (附 則)
 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係)

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注		
	授 業 科 目 名	履修年次及び単位数					
		学年	必修			選択	
① 教科に関する科目	(1) 体育実技	トレーニングの基礎	1	1	必修	}	
		体操(含体づくり運動)	1	1			必修
		陸上競技	1		1		2科目以上選択必修
		水泳	1		1		
		器械運動	2		1		
		バレーボール	1		1		
		バスケットボール	1		1		2科目以上選択必修
		ハンドボール	1		1		
		レクリエーション実技Ⅰ	1		1		
		サッカー	2		1		
		ラグビー	2		1		
		テニス	3		1		
		バドミントン	4		1		
		ソフトボール	4		1		
	柔道	1		1	1科目以上選択必修		
	剣道	1		1			
	ダンスⅠ	1		1			
	海浜実習	1		1	1科目以上選択必修		
	スキーⅠ	1		1			
	キャンプ	1		1			
スケート	1		1				
新体操	2		1	選択			
(2) 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	1		2	必修		
	スポーツ経営学	1		2	必修		
	スポーツ社会学	1	2		必修		
	スポーツ心理学	1	2		必修		
	スポーツ計量学	1		2	選択		
	スポーツバイオメカニクス	2	2		必修		
	スポーツ史	3		2	必修		
	運動学(含運動方法学)	3		2	必修		
	体力相談と運動処方	3		2	選択		
(3) 生理学(運動生理学を含む。)	解剖・生理学Ⅰ	1	2		必修		
	スポーツ医学概論	1		2	必修		
	運動生理学	2	2		必修		
(4) 衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2		2	必修		
(5) 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健学	3		2	必修		
	運動障害救急法(含実習)	2		2	必修		
	精神保健学	3		2	必修		

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
② 教職に関する科目	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論A	1		2	必修	○
	(2)教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論	2		2	必修	
		教育の心理	2		2	必修	
		教育の制度	2		2	必修	
	(3)教育課程及び指導法に関する科目 中学12単位 高校6単位	特別活動論	2		2	必修	○
		保健体育科教育論Ⅰ	2		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅱ	3		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅲ	3		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅳ	3		2	選択	
		道德教育論	3		2	中学のみ必修	○
教育課程論 教育方法論		3 3		2 2	必修 必修		
(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談	2		2	必修		
	生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	3		2	必修	○	
(5)教育実習 中学5単位 高校3単位	教育実習Ⅰ	3・4		1	必修	○	
	教育実習Ⅱ	3		2	} 中学は4単位選択必修 高校は2単位以上選択必修	○	
	教育実習Ⅲ	4		2		○	
	教育実習Ⅳ	4		4		○	
(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(教諭)	4		2		必修	○
③教科又は教職に関する科目	道德教育論 教職総合演習 中学8単位 高校16単位	道德教育論	3		2	高校のみ選択	○
		教職総合演習	3		2	選択	○
「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、中学8単位、高校16単位以上修得							

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
中学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	31単位	8単位	59単位
高等学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】中学校・高等学校教諭一種普通(保健体育)免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 体育2単位(前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。)
3. 外国語コミュニケーション 2単位(本学開講科目:「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 情報機器の操作2単位(本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

別表 第2 (第3条の2「栄養教諭」関係)

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授 業 科 目 名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
① 栄養に係る教育に関する科目	(1) 栄養に係る教育に関する科目 学校栄養教育論	3		2	必修		
② 栄養に係る教職に関する科目	(1) 教職の意義等に関する科目 教職論A	1		2	必修	○	
	(2) 教育の基礎理論に関する科目	教育の基礎理論	2		2	必修	
		教育の心理	2		2	必修	
		教育の制度	2		2	必修	
	(3) 教育課程に関する科目	特別活動論	2		2	必修	○
		道徳教育論	3		2	必修	○
		教育課程論	3		2	必修	
教育方法論		3		2	必修		
(4) 生徒指導及び教育相談に関する科目	教育相談	2		2	必修		
	生徒指導論B	3		2	必修	○	
(5) 栄養教育実習	栄養教育実習Ⅰ (事前・事後指導)	3・4		1	必修	○	
	栄養教育実習Ⅱ (1週間)	4		1	必修	○	
(6) 教職実践演習	教職実践演習 (栄養教諭)	4		2	必修	○	

※注—○印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	合 計
栄養教諭二種普通免許状	学士の学位を有すること かつ栄養士免許を有すること	2単位	24単位	26単位

【特記】 栄養教諭二種普通免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位 (本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 体育2単位は、専門基礎科目の「トレーニングの基礎」〈1年/1単位〉、「体操 (含体づくり運動)」〈1年/1単位〉を充てる。
3. 外国語コミュニケーション 2単位 (本学開講科目:「総合英語A (含外国語コミュニケーション)」〈1年/1単位〉、「総合英語B (含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語C (含外国語コミュニケーション)」〈2年/1単位〉、「総合英語D (含外国語コミュニケーション)」〈3年/1単位〉)
4. 情報機器の操作2単位 (本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

教育実習の履修許可基準に関する内規〈運動栄養学科〉(平成29年度入学生用)「17番代」

(趣旨)

第1条 教育実習、栄養教育実習（以下「教育実習等」という。）の履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(教育実習等Ⅰの履修許可条件)

第2条 教育実習等Ⅰの履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅰ（保健体育）は、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から10単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (2) 栄養教育実習Ⅰは、原則として、前年度までに別表3に掲げる教職に関する科目から8単位以上を修得した者について履修を認める。
- 2 転入学及び編入学の学生については、前項にかかわらず、教育実習等Ⅰの履修を認めることがある。

(教育実習Ⅲ等の履修許可基準)

第3条 教育実習Ⅲ等の履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅲ及び教育実習Ⅳは、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から20単位以上（うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを2単位以上含む）及び別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (2) 栄養教育実習Ⅱは、原則として、前年度において栄養教育実習Ⅰを履修し、かつ別表3に掲げる教職に関する科目から14単位以上及び別表4に掲げる栄養に係る教育に関する科目から2単位を修得した者について履修を認める。
- 2 前項にかかわらず教育実習Ⅲ等を履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(科目等履修生に関する履修許可基準)

第4条 科目等履修生に関する教育実習等の履修許可基準は、教育職員免許状取得に必要な単位のうち、教育実習等を除き、未修得の単位数が20単位以下であることとする。

(附 則)

1 この内規は、平成15年度入学生から適用する。

(附 則)

1 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

(附 則)

1 この内規は、平成19年度入学生から適用する。

(附 則)

1 この内規は、平成23年度入学生から適用する。

別表1 教職に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
保健体育科教育論I	2年次	2
生徒指導論A	3年次	2
道徳教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2
保健体育科教育論II	3年次	2
保健体育科教育論III	3年次	2

別表2 教科に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
専門基礎科目のうち下記(備考)の実技科目	1～2年次	8
体育原理	1年次	2
スポーツ心理学	1年次	2
スポーツ経営学	1年次	2
スポーツ社会学	1年次	2
スポーツ医学概論	1年次	2
運動生理学	2年次	2
解剖・生理学I	1年次	2
スポーツバイオメカニクス	2年次	2
衛生・公衆衛生学	2年次	2
運動障害救急法（含実習）	2年次	2
運動学（含運動方法学）	2年次	2
スポーツ史	3年次	2
学校保健学	3年次	2
精神保健学	3年次	2

備考) 実技科目の種類

トレーニングの基礎、体操、陸上競技、器械運動、水泳、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、レクリエーション実技I、テニス、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、ダンスI、海浜実習、スキーI、スケート、キャンプ

別表3 教職に関する科目（栄養教諭）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
生徒指導論B	3年次	2
道徳教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2

別表4 栄養に係る教育に関する科目（栄養教諭）

科目名	開講学年	単位数
学校栄養教育論	3年次	2

栄養士免許取得に関する規程(平成29年度入学生用)「17番代」

(趣旨)

第1条 学則第27条第2項の規程に基づき、運動栄養学科において栄養士免許を取得するための授業科目及び履修方法については、この規程の定めるところによる。

(栄養士免許の取得)

第2条 運動栄養学科に所属する学生は、本規程の定めるところにより、栄養士免許取得のための授業科目の履修に努めなければならない。

(履修の方法)

第3条 栄養士免許を取得するために必要な授業科目及びその履修方法は、別表の定めるところによる。

(給食運営実習)

第4条 給食運営実習Ⅱについては、教務委員会において履修を認めた者を対象として行う。

2 給食運営実習Ⅱにおける実習施設は、教務委員会が定める。

3 給食運営実習Ⅱに要する実習費は実習生の負担とし、所定の期日までに納入しなければならない。

(免許取得)

第5条 第3条に定める科目の単位を修得し、卒業が認定された者は、栄養士の免許を取得することができる。

(他規程の準用)

第6条 第3条に定める授業科目の履修手続、試験及び成績等については、「教育課程及び履修方法に関する規程」〈運動栄養学科〉を準用する。

(その他)

第7条 その他必要な事項については、教務委員会がこれを定める。

(附 則)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に在学する者に係る栄養士免許取得に関する規程については、なお従前の例による。

別 表 栄養士免許のための授業科目

教育内容		栄養士免許取得のための必修科目	開講学年	単位数	教育目標
栄	社会生活と健康	社会福祉概論Ⅰ 衛生・公衆衛生学	1年次 2年次	2 2	社会や環境と健康との関係を理解するとともに、保健・医療・福祉・介護システムの概要について修得する。
	人体の構造と機能	生化学 生化学実験 解剖・生理学Ⅰ 解剖・生理学Ⅱ 解剖・生理学実験 運動生理学	1年次 3年次 1年次 2年次 2年次 2年次	2 1 2 2 1 2	
士	食品と衛生	食品学(食品加工学を含む) 食品学演習 食品学実験 食品学実習 食品衛生学	2年次 4年次 3年次 3年次 2年次	2 2 1 1 2	食品の各種成分に特有な栄養学的性質を理解するとともに、食品の安全性とその重要性を認識し、衛生管理の方法を修得する。

教育内容		栄養士免許取得のための必修科目	開講学年	単位数	教育目標
栄	栄養と健康	栄養学	1年次	2	栄養とは何か、その意義や各種栄養素の代謝と生理的役割を理解する。さらに、性、年齢、生活・健康状態、スポーツ・運動状況など、それぞれにおける栄養学的特徴および各種疾患における基本的食事療法について修得する。
		栄養学実習	3年次	1	
		臨床栄養学概論	2年次	2	
		臨床栄養学実習	3年次	1	
		スポーツ栄養学	2年次	2	
		スポーツ栄養学演習	3年次	2	
養	栄養の指導	公衆栄養学概論	2年次	2	個人、集団および地域レベルでの栄養指導の基本的役割や栄養に関する各種統計について理解するとともに、基本的や栄養指導の方法を修得する。
		栄養指導論	2年次	2	
		栄養指導論演習	4年次	2	
		栄養指導論実習Ⅰ	3年次	1	
		栄養指導論実習Ⅱ	3年次	1	
士	給食の運営	調理学	1年次	2	給食業務を行うために必要な給食計画の立案や調理を含めた給食サービスに関する技術を修得する。校外実習を含む。
		調理学実験	2年次	1	
		調理学実習Ⅰ	1年次	2	
		調理学実習Ⅱ	2年次	1	
		給食計画論	3年次	2	
		給食運営実習Ⅰ	3年次	1	
		給食運営実習Ⅱ（校外実習）	4年次	1	

給食運営実習の履修許可基準に関する内規(平成29年度入学生用)「17番代」

(趣旨)

第1条 給食運営実習Ⅱの履修許可の基準は、本内規の定めるところによる。

(給食運営実習Ⅱの履修許可基準)

第2条 給食運営実習Ⅱは、調理学実習Ⅰ、臨床栄養学実習、栄養学実習、給食計画論、給食運営実習Ⅰを履修し、単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、給食運営実習Ⅱを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

3 編入学生については、第1項にかかわらず、給食運営実習Ⅱの履修を認めることがある。

(附 則)

1 この内規は、平成15年4月1日から適用する。

カリキュラム 《運動栄養学科》

(平成28年度入学生用)「16番代」

運動栄養学科授業科目及び単位数
(平成28年度入学生用)「16番代」

教育課程及び履修方法に関する規程
(平成28年度入学生用)「16番代」

＜運動栄養学科＞

(1) 試験細則

(2) 受験心得

教職課程の履修等に関する規程
(平成28年度入学生用)「16番代」

＜運動栄養学科＞

教育実習の履修許可基準に関する内規
(平成28年度入学生用)「16番代」

＜運動栄養学科＞

栄養士免許取得に関する規程
(平成28年度入学生用)「16番代」

給食運営実習の履修許可基準に関する
内規

(平成28年度入学生用)「16番代」

運動栄養学科授業科目及び単位数（平成28年度入学生用）「16番代」

1 基礎科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考			
				1年		2年		3年		4年					
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年				
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○										
	情報処理	演習	2		○										
	学習基礎教養演習	演習	2		○										
	英語A(含外国語コミュニケーション)	演習	2		○										
	英語B(含外国語コミュニケーション)	演習	2		○										
教 養 展 開 科 目	哲学入門	講義	2	○		○		○						3分野から1科目 以上計6単位以上 選択必修	
	現代の思想	講義	2	○		○		○							
	心理学概論	講義	2	○		○		○							
	人の心と行動	講義	2	○		○		○							
	ことばと人間A	講義	2			○							人文分野		
	ことばと人間B	講義	2			○									
	日本の文化I	講義	2	○											
	日本の文化II	講義	2	○											
	単位互換科目(人文科学系)	講義	2	○		○		○							
	社会学概論	講義	2	○		○		○						社会分野	
	社会構造と人間関係	講義	2	○		○		○							
	消費経済とスポーツ	講義	2	○		○		○							
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2	○		○		○							
	法学	講義	2	○		○		○							
	歴史学入門	講義	2	○		○		○							
	歴史と人間	講義	2	○		○		○							
	単位互換科目(社会科学系)	講義	2	○		○		○							
	生物科学	講義	2	○		○		○					自然分野		
エコロジー概論	講義	2	○		○		○								
教養数学	講義	2	○		○		○								
単位互換科目(自然科学系)	講義	2	○		○		○								
体育系大学の基礎教養	講義	2		○											
海外文化科目	仙台大学の専門教養演習I	演習	2					○					「認定」科目		
	仙台大学の専門教養演習II	演習	2						○						
	仙台大学の専門教養演習III	演習	2							○					
	全学教養演習	演習	2					○							
	イングリッシュ・トランスレーション	演習	2						○						
海外文化科目	イングリッシュ・リーディングA	演習	2					○							
	イングリッシュ・リーディングB	演習	2					○							
	英会話A	演習	2					○							
	英会話B	演習	2					○							
	スポーツ&イングリッシュ	演習	2						○						
	ドイツ語I	演習	2						○						
	ドイツ語II	演習	2						○						
	スペイン語I	演習	2						○						
	スペイン語II	演習	2						○						

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
海外文化科目	中国語Ⅰ	演習	2			○								
	中国語Ⅱ	演習	2			○								
	韓国語Ⅰ	演習	2			○								
	韓国語Ⅱ	演習	2			○								
	日本語Ⅰ	演習	2	○										
	日本語Ⅱ	演習	2	○										
	日本語Ⅲ	演習	2	○										
	日本語Ⅳ	演習	2	○										
科人生設計	キャリアプランニングⅠ	講義	2		○								「認定」科目	
	キャリアプランニングⅡ	講義	2			○								
	キャリアプランニングⅢ	講義	2					○						

- 注 1) 基礎科目は、教養基礎科目10単位、教養展開科目14単位以上及び、人生設計科目 6単位の計30単位以上を修得しなければならない。
- 2) 基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。
- 3) 単位互換科目とは、放送大学および学都仙台コンソーシアムが提供する科目をいう。
(具体的科目については教育企画室備え付け資料で確認のこと。)

2 専門基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
講義	運動栄養学概論	講義	2		○									
	生化学	講義	2		○									
	解剖・生理学Ⅰ	講義	2		○									
	解剖・生理学Ⅱ	講義	2			○								
	栄養学	講義	2		○									
	食品学(含食品加工学)	講義	2			○								
	栄養指導論	講義	2			○								
	スポーツ栄養学	講義	2			○								
	スポーツ社会学	講義	2		○									
	スポーツ心理学	講義	2		○									
	運動生理学	講義	2				○							
	スポーツバイオメカニクス	講義	2				○							
	スポーツ指導の基礎(含実習)	講義	2				○							
	身体運動と発育・発達	講義	2				○							
実技	トレーニングの基礎	実技	1		○									
	体操(含体づくり運動)	実技	1		○									

- 注 1) 専門基礎科目は、講義及び実技科目の単位をすべて修得しなければならない。

3 発展科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
運動栄養学演習	演習	2						○					
スポーツ栄養学演習	演習	2						○					
運動指導演習	演習	2						○					
栄養学実習	実習		1					○					
食品衛生学	講義		2			○							
公衆栄養学概論	講義		2			○							
給食計画論	講義		2					○					
食品学実験	実験		1					○					
食品学演習	演習		2								○		
食品学実習	実習		1					○					
臨床栄養学概論	講義		2			○							
臨床栄養学実習	実習		1					○					
栄養指導論演習	演習		2								○		
栄養指導論実習Ⅰ	実習		1					○					
栄養指導論実習Ⅱ	実習		1					○					
生化学実験	実験		1					○					
解剖・生理学実験	実験		1			○							
調理学	講義		2	○									
調理学実験	実験		1			○							
調理学実習Ⅰ	実習		2	○									
調理学実習Ⅱ	実習		1			○							
給食運営実習Ⅰ	実習		1					○					
給食運営実習Ⅱ(校外実習)	実習		1								○		
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
社会福祉概論Ⅰ	講義		2	○									
スポーツ史	講義		2					○					
体育原理	講義		2	○									
スポーツ経営学	講義		2	○									
スポーツ計量学	講義		2	○									
運動学(含運動方法学)	講義		2					○					
運動障害救急法(含実習)	講義		2			○							
トレーニング方法論	講義		2			○							
コンディショニング論	講義		2					○					
体力相談と運動処方	講義		2					○					
スポーツ医学概論	講義		2	○									
スポーツ医学A	講義		2					○					
スポーツ医学B	講義		2					○					
卒業論文	論文	6										○	

- 注 1) 発展科目は、必修科目を含め38単位以上修得しなければならない。
 2) 発展科目は、必要な単位を超えて修得した単位はすべて卒業単位に含めることができる。

4 応用科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考		
				1 年		2 年		3 年		4 年				
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年			
社会福祉概論Ⅱ	講義		2	○										
精神保健学	講義		2					○						
健康相談	講義		2					○						
メンタルトレーニング	講義		2					○						
教育の基礎理論	講義		2			○								
教育の心理	講義		2			○								
教育の制度	講義		2			○								
教育課程論	講義		2					○						
保健体育科教育論Ⅰ	講義		2			○								
保健体育科教育論Ⅱ	講義		2					○						
保健体育科教育論Ⅲ	講義		2					○						
保健体育科教育論Ⅳ	講義		2					○						
教育方法論	講義		2					○						
教育相談	講義		2			○								
学校保健学	講義		2					○						
学校栄養教育論	講義		2					○						
生涯学習概論A	講義		2	○										
生涯学習概論B	講義		2			○								
社会教育計画A	講義		2					○						
社会教育計画B	講義		2							○				
社会教育演習A	演習		2					○						
社会教育演習B	演習		2							○				
教育社会学	講義		2			○								
レクリエーション支援論	講義		2							○				
水上安全法	講義		2					○						
地域スポーツ戦略論	講義		2			○								
スポーツ政策論	講義		2			○								
運動学習の心理学	講義		2			○								
スポーツ施設の経営・管理	講義		2					○						
障害者とスポーツ	講義		2			○								
児童福祉論	講義		2			○								
障害者福祉論	講義		2			○								
地域福祉論	講義		2					○						
陸上競技	実技		1	○										
器械運動	実技		1			○								
水泳	実技		1	○										
バレーボール	実技		1	○										
バスケットボール	実技		1	○										
ハンドボール	実技		1	○										
サッカー	実技		1			○								
ラグビー	実技		1			○								
柔道	実技		1	○										
剣道	実技		1	○										
ダンスⅠ	実技		1	○										
海浜実習	実技		1	○										
スキーⅠ	実技		1	○										
スキーⅡ	実技		1					○						
マリンスポーツⅠ	実技		1			○								
マリンスポーツⅡ	実技		1					○						

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年		
スケート	実技		1	○									
キャンプ	実技		1	○									
テーピング	実技		1	○									
ニュー・ゲームズ	実技		1					○					
テニス	実技		1			○							
バドミントン	実技		1								○		
ソフトボール	実技		1								○		
新体操	実技		1			○							
レクリエーション実技Ⅰ	実技		1	○									
レクリエーション実技Ⅱ	実技		1			○							
エアロビックダンス	実技		1					○					
ゴルフ	実技		1								○		
日本国憲法	講義		2			○							
文章表現論Ⅰ	講義		2					○					
文章表現論Ⅱ	講義		2					○					
ボランティア活動実践A	実習		1	○									
ボランティア活動実践B	実習		1			○							
ボランティア活動実践C	実習		1					○					
ボランティア活動実践D	実習		1								○		
北米のプロスポーツ事情	講義		2	○									
海外短期研修A	実習		1	○		○		○			○		
海外短期研修B	実習		1	○		○		○			○		
海外短期研修C	実習		1	○		○		○			○		
海外短期研修D	実習		1	○		○		○			○		

「認定」科目

「認定」科目

- 注 1) 応用科目は、修得したすべてを卒業単位に含めることができる。
 2) 生涯学習概論B、社会教育計画A、B及び社会教育演習A、Bを履修することができるのは、生涯学習概論Aの単位を修得した者に限る。

5 教職に関する科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年	半 期	通 年		
教職論A	講義		2	○									
道徳教育論	講義		2					○					
生徒指導論A(含進路指導の理論及び方法)	講義		2					○					
生徒指導論B	講義		2					○					
特別活動論	講義		2			○							
教職総合演習	演習		2					○					
教職総合実技	実技		1					○					
教職実践演習(教諭)	演習		2								○		
教職実践演習(栄養教諭)	演習		2								○		
教職キャリア演習Ⅰ	演習		2					○					
教職キャリア演習Ⅱ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅰ	演習		2					○					
保健体育科授業研究Ⅱ	演習		2					○					
教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
教育実習Ⅱ	実習		2					○					
教育実習Ⅲ	実習		2								○		
教育実習Ⅳ	実習		4									○	
栄養教育実習Ⅰ	講義		1					○			○		
栄養教育実習Ⅱ	実習		1								○		

- 注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

6 自由科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
スポーツ障害の予防と評価	講義		2					○					
アスレティックリハビリテーション演習	演習		2					○					
アスレティックトレーニング論Ⅰ	講義		2			○							
アスレティックトレーニング論Ⅱ	講義		2					○					
アスレティックトレーニング演習	演習		2									○	
コンディショニング実習	実習		1					○					
アスレティックリハビリテーション論	講義		2			○							
NATAアスレティックトレーナーの実際Ⅰ	講義		2			○							
NATAアスレティックトレーナーの実際Ⅱ	講義		2					○					
アスレティックリハビリテーション実習	実習		1					○					
スポーツトレーナー概論	講義		2			○							
スポーツトレーナー演習	演習		2			○							
スポーツトレーナー実習	実習		1			○							
レジャー・レクリエーション論	講義		2			○							
スポーツマネジメント実習	実習		1			○							
野外教育・活動論	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント論(含演習)	講義		2					○					
野外・レクリエーション・マネジメント実習	実習		1					○					
スポーツクラブ・マネジメント論(含演習)	講義		2					○					
音楽・器楽演奏	演習		2									○	
スポーツターフ管理概論Ⅰ	講義		2			○							
スポーツターフ管理概論Ⅱ	講義		2					○					
卓球	実技		1									○	

注 1) 修得した単位は、卒業単位に含めない。

教育課程及び履修方法に関する規程<運動栄養学科>(平成28年度入学生用)「16番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条の規程に基づき教育課程及び履修方法については、この規程の定めるところによる。

(栄養士資格の取得)

第2条 本学科は栄養士法に基づく栄養士養成施設であり、本学科に所属する学生は栄養士資格の取得に努めなければならない。

(教育課程の編成方法)

第3条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第4条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及び単位数等は、別表の通りとする。

(授業の方法)

第6条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(基礎科目)

第7条 基礎科目については、教養基礎科目の5科目10単位(必修)、教養展開科目から7科目14単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位(必修)、計30単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)に含めることができる。単位互換の詳細については、別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「英語A」、「英語B」に替えて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」の4科目8単位(必修)を修得しなければならない。

また、教養展開科目について、「日本の文化Ⅰ」、「日本の文化Ⅱ」の2科目4単位(必修)を含む9科目18単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第8条 専門基礎科目については、16科目30単位を修得しなければならない。

(発展科目)

第9条 発展科目については、38単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第10条 応用科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

(自由科目)

第11条 自由科目は、別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第12条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め履修の登録をしなければならない。

登録手続については、別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(CAP制)

第12条の2 学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るCAP制の運用に関する事項は、別に定める。

(履修の取消)

第13条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものとする。

(定期試験)

第14条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第15条 受験資格、受験方法等については、別に定める。

(試験における不正行為)

第16条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第17条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることのできなかつた者は、追試験を受けることができる。その詳細については、別に定める。

(特別試験)

第18条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、別に定める。

(成績評価)

第19条 成績評価は、学年末又は授業が終わった学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上
- ・「不可」 60点未満

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、GPA（グレードポイントアベレージ）による成績評価を行う。GPAの運用に関する事項は別に定める。

(再履修)

第20条 修得した授業科目は再履修することができない。

(単位の取消)

第21条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

(履修単位の保留)

第22条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

(履修成績の通知)

第23条 履修成績は、成績通知書により通知する。

(修学改善勧告及び退学処分)

第24条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者（卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でないと判断される者を除く）に対し、修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者について学則第38条にもとづき退学処分とする。

(附 則)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条及び第6条は、平成27年度入学生より適用する。なお、この規程にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの入学生、並びに上記年度入学生が属する学年に編入する編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

(附 則)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の第5条は、平成28年度入学生から適用する。なお、この規定にかかわらず、第24条は平成28年4月1日に在学する者に適用する。

(1) 試 験 細 則

(趣旨)

第1条 この細則は、「教育課程及び履修方法に関する規程」(以下「規程」という。)第14、15、16、17、18条の規定に基づき、試験に関して必要な事項を定めるものである。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び特別試験とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、「規程」第14条に定めるとおりとする。

(追試験)

第4条 追試験は、「規程」第17条に定めるとおりとする。

2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画室に届け出て、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。

4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第18条に定めるとおりとする。

2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の学生に限り、受けることができる。

3 特別試験を受ける者は、教育企画室に届け出てその指示を受け、所定の手数料を添えて特別試験願を提出しなければならない。

4 特別試験は、別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

(1) 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。

(2) 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。

(3) 各履修科目の総授業時数の3分の2以上出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験会場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試

験を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

(附 則)

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

(2) 受 験 心 得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。
- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机の上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。(机の中には入れないこと。)
- 4 机上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。
- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「教育課程及び履修方法に関する規程」第15条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が教授会で決定されることがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

GPAポイントの算出について

GPAポイントを以下のように定める。誤解の無いよう、正しく理解することが求められる。

合格：秀・S (90～) = 4、優・A (80～) = 3、良・B (70～) = 2、可・C (60～) = 1

不合格：不可・D (~59) = 0、放棄・F = 0

<算出式>

$$GPA = \frac{4.0 \times S \text{の修得単位数} + 3.0 \times A \text{の修得単位数} + 2.0 \times B \text{の修得単位数} + 1.0 \times C \text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (DやFの単位数も含む)}}$$

*小数点第4位を切り捨て、小数点第3位までの数値で表示する。

<留意点>

- ① 認定・N：「認定」の科目は、GPA算出の対象としない。
- ② 履修登録変更期間以降に履修放棄をした科目は、原則として算出の分母に加える⇔GPAポイントが必然的に低くなる⇔**変更期間以降は安易に放棄することなく、最後まで受講し確実に単位を修得すること。**
- ③ 秀「S」とは、教員が設定した学習目標に対し、ほぼ完全に目標を達成した学生に与えられる。

CAP制の特別措置

前年度のGPAポイントが

- ① 2.0ポイント以上の場合、履修登録に8単位の追加を認める。
- ② 2.5ポイント以上の場合、履修登録に12単位の追加を認める。
- ③ 3.0ポイント以上の場合、履修登録に16単位の追加を認める。

教職課程の履修等に関する規程〈運動栄養学科〉(平成28年度入学生用)「16番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則第33条の規程に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、この規程の定めるところによる。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

第2条 本学運動栄養学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、下記のコースに応じて次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

(保体コース) 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)

高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)

(栄教コース) 栄養教諭二種普通免許状

(中高一種免許状の教育課程及び履修方法)

第3条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)及び高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第1の定めるところによる。

2 (栄教二種免許状の教育課程及び履修方法) 栄養教諭二種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及び履修方法は、別表第2の定めるところによる。

(教育実習)

第4条 教育実習及び栄養教育実習(事前事後指導を除く)は原則として、4年次で、かつ本学教職支援センター企画運営委員会において履修を認めた者を対象として行う。

なお、特別の事情がある者で、本学教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。

2 教育実習等における教育実習校は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習等に必要書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。

4 その他教育実習等についての詳細は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

(介護等体験)

第5条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習等を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

(免許状の交付)

第6条 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

第7条 その他必要事項については、本学教職支援センター企画運営委員会がこれを定める。

(他規程の準用)

第8条 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程」〈運動栄養学科〉を準用する。

(附 則)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、栄養教諭免許状を取得する資格を得る場合を除き、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成19年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。
(附 則)
- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(附 則)
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2 平成22年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。
(附 則)
- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2 平成23年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。
(附 則)
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係)

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授 業 科 目 名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
① 教科に關する科目	(1)体育実技	トレーニングの基礎	1	1		必修	
		体操(含体づくり運動)	1	1		必修	
		陸上競技	1		1	} 2科目以上選択必修	
		水泳	1		1		
		器械運動	2		1		
		バレーボール	1		1		
		バスケットボール	1		1	} 2科目以上選択必修	
		ハンドボール	1		1		
		レクリエーション実技I	1		1		
		サッカー	2		1		
		ラグビー	2		1		
		テニス	3		1		
		バドミントン	4		1		
		ソフトボール	4		1		
	柔道	1		1	} 1科目以上選択必修		
	剣道	1		1			
	ダンスI	1		1			
	海浜実習	1		1	} 1科目以上選択必修		
	スキーI	1		1			
	キャンプ	1		1			
スケート	1		1				
新体操	2		1	選択			
(2)「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	1		2	必修		
	スポーツ経営学	1		2	必修		
	スポーツ社会学	1	2		必修		
	スポーツ心理学	1	2		必修		
	スポーツ計量学	1		2	選択		
	スポーツバイオメカニクス	2	2		必修		
	スポーツ史	3		2	必修		
	運動学(含運動方法学)	3		2	必修		
	体力相談と運動処方	3		2	選択		
(3)生理学(運動生理学を含む。)	解剖・生理学I	1	2		必修		
	スポーツ医学概論	1		2	必修		
	運動生理学	2	2		必修		
(4)衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2		2	必修		
(5)学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健学	3		2	必修		
	運動障害救急法(含実習)	2		2	必修		
	精神保健学	3		2	必修		

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授業科目名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
② 教職に関する科目	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論A	1		2	必修	○
	(2)教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論	2		2	必修	
		教育の心理	2		2	必修	
		教育の制度	2		2	必修	
	(3)教育課程及び指導法に関する科目 中学12単位 高校6単位	特別活動論	2		2	必修	○
		保健体育科教育論Ⅰ	2		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅱ	3		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅲ	3		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅳ	3		2	選択	
		道徳教育論	3		2	中学のみ必修	○
教育課程論		3		2	必修		
(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談	2		2	必修		
	生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	3		2	必修	○	
(5)教育実習 中学5単位 高校3単位	教育実習Ⅰ	3・4		1	必修	○	
	教育実習Ⅱ	3		2	} 中学は4単位選択必修 高校は2単位以上選択必修	○	
	教育実習Ⅲ	4		2		○	
	教育実習Ⅳ	4		4		○	
(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(教諭)	4		2		必修	○
③ 教科又は教職に関する科目	道徳教育論	3		2	高校のみ選択	○	
	教職総合演習	3		2	選択	○	
	中学8単位 高校16単位				「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、中学8単位、高校16単位以上修得		

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
中学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	31単位	8単位	59単位
高等学校教諭一種普通免許	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】 中学校・高等学校教諭一種普通〈保健体育〉免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位（本学開講科目：「日本国憲法」〈2年／2単位〉）
2. 体育2単位（前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。）
3. 外国語コミュニケーション 2単位（本学開講科目：「英語A」〈1年／2単位〉、「英語B」〈1年／2単位〉）
4. 情報機器の操作2単位（本学開講科目：「情報処理」〈1年／2単位〉）

別表 第2 (第3条の2「栄養教諭」関係)

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注	
	授 業 科 目 名	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
① 栄養に係る教育に関する科目	(1) 栄養に係る教育に関する科目 学校栄養教育論	3		2	必修		
② 栄養に係る教職に関する科目	(1) 教職の意義等に関する科目 教職論A	1		2	必修	○	
	(2) 教育の基礎理論に関する科目	教育の基礎理論	2		2	必修	
		教育の心理	2		2	必修	
		教育の制度	2		2	必修	
	(3) 教育課程に関する科目	特別活動論	2		2	必修	○
		道徳教育論	3		2	必修	○
教育課程論		3		2	必修		
教育方法論		3		2	必修		
(4) 生徒指導及び教育相談に関する科目	教育相談	2		2	必修		
	生徒指導論B	3		2	必修	○	
(5) 栄養教育実習	栄養教育実習Ⅰ (事前・事後指導)	3・4		1	必修	○	
	栄養教育実習Ⅱ (1週間)	4		1	必修	○	
(6) 教職実践演習	教職実践演習 (栄養教諭)	4		2	必修	○	

※注—○印の授業科目はC A P 制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	合計
栄養教諭二種普通免許状	学士の学位を有すること 且つ栄養士免許を有すること	2単位	24単位	26単位

【特記】 栄養教諭二種普通免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位 (本学開講科目:「日本国憲法」〈2年/2単位〉)
2. 体育2単位は、専門基礎科目の「トレーニングの基礎」〈1年/1単位〉、「体操 (含体づくり運動)」〈1年/1単位〉を充てる。
3. 外国語コミュニケーション 2単位 (本学開講科目:「英語A」〈1年/2単位〉、「英語B」〈1年/2単位〉)
4. 情報機器の操作2単位 (本学開講科目:「情報処理」〈1年/2単位〉)

教育実習の履修許可基準に関する内規〈運動栄養学科〉(平成28年度入学生用)「16番代」

(趣旨)

第1条 教育実習、栄養教育実習（以下「教育実習等」という。）の履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(教育実習等Ⅰの履修許可条件)

第2条 教育実習等Ⅰの履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅰ（保健体育）は、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から10単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (2) 栄養教育実習Ⅰは、原則として、前年度までに別表3に掲げる教職に関する科目から8単位以上を修得した者について履修を認める。
- 2 転入学及び編入学の学生については、前項にかかわらず、教育実習等Ⅰの履修を認めることがある。

(教育実習Ⅲ等の履修許可基準)

第3条 教育実習Ⅲ等の履修許可の基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育実習Ⅲ及び教育実習Ⅳは、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から20単位以上（うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを2単位以上含む）及び別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上を修得した者について履修を認める。
 - (2) 栄養教育実習Ⅱは、原則として、前年度において栄養教育実習Ⅰを履修し、かつ別表3に掲げる教職に関する科目から14単位以上及び別表4に掲げる栄養に係る教育に関する科目から2単位を修得した者について履修を認める。
- 2 前項にかかわらず教育実習Ⅲ等を履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(科目等履修生に関する履修許可基準)

第4条 科目等履修生に関する教育実習等の履修許可基準は、教育職員免許状取得に必要な単位のうち、教育実習等を除き、未修得の単位数が20単位以下であることとする。

(附 則)

- 1 この内規は、平成15年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この内規は、平成17年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この内規は、平成19年度入学生から適用する。

(附 則)

- 1 この内規は、平成23年度入学生から適用する。

別表1 教職に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
保健体育科教育論I	2年次	2
生徒指導論A	3年次	2
道徳教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2
保健体育科教育論II	3年次	2
保健体育科教育論III	3年次	2

別表2 教科に関する科目（保健体育）

科目名	開講学年	単位数
専門基礎科目のうち下記(備考)の実技科目	1～2年次	8
体育原理	1年次	2
スポーツ心理学	1年次	2
スポーツ経営学	1年次	2
スポーツ社会学	1年次	2
スポーツ医学概論	1年次	2
運動生理学	2年次	2
解剖・生理学I	1年次	2
スポーツバイオメカニクス	2年次	2
衛生・公衆衛生学	2年次	2
運動障害救急法（含実習）	2年次	2
運動学（含運動方法学）	2年次	2
スポーツ史	3年次	2
学校保健学	3年次	2
精神保健学	3年次	2

備考) 実技科目の種類

トレーニングの基礎、体操、陸上競技、器械運動、水泳、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、レクリエーション実技I、テニス、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、ダンスI、海浜実習、スキーI、スケート、キャンプ

別表3 教職に関する科目（栄養教諭）

科目名	開講学年	単位数
教職論A	1年次	2
教育の基礎理論	2年次	2
教育の制度	2年次	2
教育の心理	2年次	2
特別活動論	2年次	2
教育相談	2年次	2
生徒指導論B	3年次	2
道徳教育論	3年次	2
教育課程論	3年次	2
教育方法論	3年次	2

別表4 栄養に係る教育に関する科目（栄養教諭）

科目名	開講学年	単位数
学校栄養教育論	3年次	2

栄養士免許取得に関する規程(平成28年度入学生用)「16番代」

(趣旨)

第1条 学則第27条第2項の規程に基づき、運動栄養学科において栄養士免許を取得するための授業科目及び履修方法については、この規程の定めるところによる。

(栄養士免許の取得)

第2条 運動栄養学科に所属する学生は、本規程の定めるところにより、栄養士免許取得のための授業科目の履修に努めなければならない。

(履修の方法)

第3条 栄養士免許を取得するために必要な授業科目及びその履修方法は、別表の定めるところによる。

(給食運営実習)

第4条 給食運営実習Ⅱについては、教務委員会において履修を認めた者を対象として行う。

2 給食運営実習Ⅱにおける実習施設は、教務委員会が定める。

3 給食運営実習Ⅱに要する実習費は実習生の負担とし、所定の期日までに納入しなければならない。

(免許取得)

第5条 第3条に定める科目の単位を修得し、卒業が認定された者は、栄養士の免許を取得することができる。

(他規程の準用)

第6条 第3条に定める授業科目の履修手続、試験及び成績等については、「教育課程及び履修方法に関する規程」〈運動栄養学科〉を準用する。

(その他)

第7条 その他必要な事項については、教務委員会がこれを定める。

(附 則)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に在学する者に係る栄養士免許取得に関する規程については、なお従前の例による。

別 表 栄養士免許のための授業科目

教育内容		栄養士免許取得のための必修科目	開講学年	単位数	教育目標
栄	社会生活と健康	社会福祉概論Ⅰ 衛生・公衆衛生学	1年次 2年次	2 2	社会や環境と健康との関係を理解するとともに、保健・医療・福祉・介護システムの概要について修得する。
	人体の構造と機能	生化学 生化学実験 解剖・生理学Ⅰ 解剖・生理学Ⅱ 解剖・生理学実験 運動生理学	1年次 3年次 1年次 2年次 2年次 2年次	2 1 2 2 1 2	
士	食品と衛生	食品学(食品加工学を含む) 食品学演習 食品学実験 食品学実習 食品衛生学	2年次 4年次 3年次 3年次 2年次	2 2 1 1 2	食品の各種成分に特有な栄養学的性質を理解するとともに、食品の安全性とその重要性を認識し、衛生管理の方法を修得する。

教育内容		栄養士免許取得のための必修科目	開講学年	単位数	教育目標
栄	栄養と健康	栄養学	1年次	2	栄養とは何か、その意義や各種栄養素の代謝と生理的役割を理解する。さらに、性、年齢、生活・健康状態、スポーツ・運動状況など、それぞれにおける栄養学的特徴および各種疾患における基本的食事療法について修得する。
		栄養学実習	3年次	1	
		臨床栄養学概論	2年次	2	
		臨床栄養学実習	3年次	1	
		スポーツ栄養学	2年次	2	
		スポーツ栄養学演習	3年次	2	
養	栄養の指導	公衆栄養学概論	2年次	2	個人、集団および地域レベルでの栄養指導の基本的役割や栄養に関する各種統計について理解するとともに、基本的や栄養指導の方法を修得する。
		栄養指導論	2年次	2	
		栄養指導論演習	4年次	2	
		栄養指導論実習Ⅰ	3年次	1	
		栄養指導論実習Ⅱ	3年次	1	
士	給食の運営	調理学	1年次	2	給食業務を行うために必要な給食計画の立案や調理を含めた給食サービスに関する技術を修得する。校外実習を含む。
		調理学実験	2年次	1	
		調理学実習Ⅰ	1年次	2	
		調理学実習Ⅱ	2年次	1	
		給食計画論	3年次	2	
		給食運営実習Ⅰ	3年次	1	
		給食運営実習Ⅱ（校外実習）	4年次	1	

給食運営実習の履修許可基準に関する内規(平成28年度入学生用)「16番代」

(趣旨)

第1条 給食運営実習Ⅱの履修許可の基準は、本内規の定めるところによる。

(給食運営実習Ⅱの履修許可基準)

第2条 給食運営実習Ⅱは、調理学実習Ⅰ、臨床栄養学実習、栄養学実習、給食計画論、給食運営実習Ⅰを履修し、単位を修得した者について履修を認める。

2 前項にかかわらず、給食運営実習Ⅱを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

3 編入学生については、第1項にかかわらず、給食運営実習Ⅱの履修を認めることがある。

(附 則)

1 この内規は、平成15年4月1日から適用する。